

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況 物的被害 ^{人的被害}	事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会	備考		
							の調査結果またはNITE調査結果			
B1G15-	252	2015/12/11	2016/01/14	ガスこんろ(都市ガス用)	福岡県	右記参照	”	(火災、軽傷1名)当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○使用者は就寝前に当該製品を使用し、消し忘れたまま就寝していた。○当該製品は、立ち消え安全装置は設置されているが、調理油過熱防止装置が設置されていない製品であった。●当該製品は、調理油過熱防止装置が設置されていない製品であり、使用者が鍋に火をかけたまま就寝したため、鍋が過熱されて出火に至ったものと推定される。	
B1G15-	251	2015/12/23	2016/02/04	カセットこんろ	徳島県	右記参照	”	(火災)施設で当該製品に装着したカセットボンベが破裂する火災が発生し、当該製品及び周辺が破損した。	○当該製品はカセットボンベを装着した状態で、電気こんろの上に置かれていた。○カセットボンベの収納部分に変形していた。○ガバナ及びバーナー部分は焼損していなかった。○点火スイッチのつまみは本体から外れていたが、軸の位置からつまみは「切」の状態であった。○底面の一部が熱で焼損しており、ゴム製の4か所の足のうち、焼損部分付近の足が溶融し、電気こんろの放熱板に付着していた。○正常なボンベを当該製品に接続し、スイッチを回したところ、正常に点火し、ガス漏れは生じなかった。○当該製品が置かれていた電気こんろのスイッチは、つまみが操作面から飛び出しておらず、容易にスイッチが入る構造ではなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、当該製品を置いていた電気こんろのスイッチが入り、カセットボンベの内圧が上昇し破裂したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・A201500663(電気こんろ)、A201500707(カセットボンベ)と同一事故
B1G15-	250	2015/12/23	2016/02/04	カセットボンベ	徳島県	右記参照	”	(火災)施設で当該製品をカセットこんろに装着していたところ、当該製品が破裂し、周辺を破損する火災が発生した。	○当該製品はカセットこんろに装着された状態で、電気こんろの上に置かれていた。○当該製品はバルブ側が缶胴部から外れ、分離していた。○バルブ側は内圧上昇により膨らんでいたが、カセットこんろとの接続部は凹んだ状態であった。○システム及び内部の樹脂製ノズルに異常は認められなかった。○同等品はJISS2148(カセットこんろ用燃料容器)の耐圧試験を満足していた。○カセットこんろが置かれていた電気こんろのスイッチは、つまみが操作面から飛び出しておらず、容易にスイッチが入る構造ではなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に着火に至る異常は認められないことから、カセットこんろを置いていた電気こんろのスイッチが入り、当該製品の圧力が上昇し破裂したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・A201500653(カセットこんろ)、A201500663(電気こんろ)と同一事故
B1G15-	249	2015/12/14	2016/02/04	ガスこんろ(都市ガス用)	福井県	右記参照	”	(火災)当該製品を使用中、一室を全焼する火災が発生した。	○当該製品は、全体的に焼損していたものの、ごとく、汁受け皿等の部品を含め、形状は原形を保持しており、破裂や爆発の痕跡は認められなかった。また、内部の焼損は比較的軽微で、器具栓カバーの下面等、焼損していない部分があった。○当該製品のバーナー部、立ち消え安全装置センサー部、その他の各部品に破損等の異常は認められなかった。○接続されていたガスホースの内部に焼損は認められなかった。●当該製品は、各部品に破損等の異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G15-	248	2015/12/20	2016/01/14	ガスこんろ(LPガス用)	千葉県	右記参照	”	(火災、軽傷3名)当該製品を使用中、建物2棟を全焼する火災が発生し、3名が軽傷を負った。	○事故直前、使用者は当該製品の右こんろに油の入ったフライパンを置いて点火した後、家族に呼ばれたため当該製品の前を離れて3～5分ほど話をしていたところ、フライパンから火が上がっていることに気づいた。○当該製品は2口こんろで、左こんろにのみ調理油過熱防止装置が付いており、事故発生時に使用されていた右こんろには付いていなかった。○当該製品は焼損が著しく、樹脂部品類が焼失しており、内部のガス経路の気密性を確認することはできなかった。○右こんろの点火ボタンに連結されている金属部品(スピンドル)の表面を調べたところ、点火時の位置に樹脂部品の焼損痕が認められた。●使用者が当該製品の調理油過熱防止装置が付いていない右こんろで油調理中にその場を離れたために、油が過熱されて出火し、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「火を付けたままの移動、外出、就寝禁止」の旨、警告表示されている。	
B1G15-	247	2015/12/16	2016/01/14	ガス栓(LPガス用)	福井県	右記参照	”	(火災)飲食店で当該製品に継ぎ手ホースを接続してガス機器を使用したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品のつまみが溶融、変形していたものの、当該製品の気密性に異常は認められなかった。○当該製品のコンセント口に打痕や変形は認められなかった。○当該製品のヒューズ機構(過流出安全機構)に異常は認められなかった。●当該製品にガス漏れに至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	・A201500624(継ぎ手ホース(LPガス用))と同一事故
B1G15-	246	2015/12/22	2016/01/14	ガス給湯付ふろがま(LPガス用、密閉式(BF式))	愛知県	右記参照	”	(火災)当該製品の点火操作を繰り返したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外観は、ケーシングが膨らむ様に変形しており、前面に大きな隙間が認められた。○本体内部に焼損した痕跡はなく、冠水跡も認められなかった。○ガス通路にガス漏れは認められなかった。○種火の点火状態に異常はなく、バーナーの燃焼状態にも異常は認められなかった。○熱交換器に水漏れや閉塞は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、何らかの外的要因で点火し難い状況となり、点火操作の繰り返しで内部に未燃ガスが滞留し、再点火時の火花が引火して異常着火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:不明(製造時期から約10年使用と推定(被害者の使用期間は4か月))

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1G15- 245	2015/12/14	2016/01/14	迅速継ぎ手(都市ガス用)	東京都	右記参照	〃	(火災)事務所で当該製品を接続してガスこんろを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	〇事務所に設置されていたガスこんろに、使用者(職員)が鍋を載せて点火したところ、ガスこんろの背面側から火が上がり、背面側にあったガス栓と当該製品の接続部が焼損した。〇当該製品はガス用ゴム管に取り付けられており、当該ゴム管はU字状に曲げられ、ガスこんろと壁に挟まれた状態でガス栓と接続されていた。〇当該製品のガス栓との接続部には、軸方向に動く「摺動環」と呼ばれる部品が付いており、ガス栓に接続すると、「カチツ」と音がして伸びる構造となっていたが、当該製品の摺動環は縮んだ状態で焼損していた。〇当該製品の焼損部を除去して、ガス栓に挿し込んだところ、摺動環は正常に動作し、接続後もガス漏れは認められなかった。〇当該製品の摺動環の内部にはバネが入っており、摺動環が縮んだままではバネの反力でガス栓から自然に外れる構造となっていた。〇事故発生時と同様に、同等品を取り付けたガス用ゴム管をU字状に曲げて壁とガスこんろに挟んだところ、ゴム管は壁との摩擦で動かない状態となり、その状態では、摺動環が縮んだままでもガス栓から外れることはなく、接続されたような状態が維持された。●当該製品がガス栓と適切に接続されていなかったために、事故発生時に当該製品とガス栓の接続部からガスが漏れ、ガスこんろの火に引火して事故に至ったものと推定される。なお、当該製品の取扱説明書には「当該製品とプラグの接続は“カチツ”と音がするまで差し込む。」旨が記載されていたほか、ガスこんろの取扱説明書にも、「ゴム管は折れたり、ねじれたりさせず短く使用する。」旨、記載されている。	平成27年12月15日に経済産業省商務流通保安グループにて公表済。平成27年12月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済
B1G15- 244	2015/12/10	2015/12/28	ガス瞬間湯沸器(LPガス用、屋外式(RF式))	京都府	右記参照	〃	(CO中毒、軽症2名)当該製品を使用中、浴室で気分が悪くなり、2名が一酸化炭素中毒で軽症を負った。	〇使用者が当該製品を運転中、使用者と男児が入浴していたところ、めまい等の症状を訴え、救急車で病院に搬送された。〇当該製品は屋内のガレージに設置され、ガレージは物置として使用され、シャッターが閉じたままの状態であった。〇回収後の当該製品を燃焼したところ、異常燃焼を生じ、排気ガス中の一酸化炭素濃度は2,000ppmを超えた。〇熱交換器の集熱フィンにスス付着と詰り、給気口と給気ファンの羽根部にススとホコリの付着が認められた。〇ガレージの広さは見取り図と消防への聞き取りに差があり不明である。●当該製品は屋内のガレージ内に設置して使用されたため、酸欠及び給気ファンへのホコリ付着等の要因で異常燃焼を生じ、ススで集熱フィン部を閉塞して一酸化炭素を発生し、ガレージ内が高濃度の一酸化炭素濃度となり、窓から浴室内に排気ガスが流入し事故に至ったものと推定される。	
B1G15- 243	2015/11/30	2015/12/28	ガスファンヒーター(都市ガス用、開放式)	愛知県	右記参照	〃	(火災、重傷1名)当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が重傷を負った。	〇当該製品の前方で当該製品に背を向けて座っていたところ、後ろで「ボン」と音がして着衣の背中に火が付いた。〇火災現場から、破裂したスプレー缶が数本見つかった。〇当該製品は、全体に焼損していたが、電源コードの焼けは少なかった。〇燃焼室に過熱痕等の異常燃焼を起こした痕跡は認められなかった。また、バーナーに変形や詰まり等の異常は認められなかった。〇ガス通路にガス漏れは認められなかった。〇電気部品に出火に至った痕跡は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼やガス漏れ等の出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G15- 242	2015/11/14	2015/12/28	カセットこんろ	山形県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生した。	〇当該製品を点火しようとしたところ、床面の可燃物が焼損し、周辺に延焼した。〇当該製品に焼損は認められなかった。〇当該製品の動作確認を行ったところ、ガス供給部にガス漏れなどの異常は認められなかった。〇事故発生当時、当該製品には純正のカセットボンベが使用されていた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れは認められず、正常に動作することから、点火操作時に滞留していたガスに引火し、周辺の可燃物が焼損したのと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G15- 241	2015/10/25	2015/12/07	ガスこんろ(LPガス用)	岩手県	右記参照	〃	(火災、軽傷1名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	〇当該製品に接続されていたガスホース(ゴム管)は、グリル排気口の熱の影響を受けやすい当該製品より上に設置されていたが、設置者については不明であった。〇当該製品のグリルの点火ボタンは押された状態であった。〇ガスホースは、グリル排気口付近で溶融、焼損していた。●当該製品に接続されたガスホース(ゴム管)がグリル排気口付近に設置されていたため、グリルを点火後にその場を離れている間に、ガスホースがグリル排気口からの熱で溶融し、漏れたガスにグリルの火が引火し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「使用時は周囲が高温になりゴム管が溶けてガス漏れの原因となるため、ゴム管は、機器の上や下を通さない、高温部に触れない。」旨、記載されている。	平成27年11月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1G15- 240	2015/11/02	2015/11/20	ガスこんろ(都市ガス用)	大阪府	右記参照	〃	(火災)当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品で調理中にこんろバーナーのすき間に小さな炎を確認し、こんろを消して放置していたところ、グリル排気口より、炎が上がり当該製品の一部を焼損した。○当該製品のグリル扉、グリル排気口の一部、点火器、右の二つの器具栓を焼損し、本体内部の右側にスガが付着していた。○こんろ台の上には日常的に水が溜まっている状態であった。○ガス導管の直線部と左右の曲がり部が腐食し、右側の曲がり部に穴空きが認められ、穴空き部の近くに点食(孔食)が複数認められた。○当該製品のグリル底板が腐食し大半が脱落し、一部が残存していた。○当該製品のケース下の裏面(下側)が全面的にサビが発生し、表面(上側)には右側に腐食が認められた。●事故当時の詳細な状況が不明のため事故の原因を特定できなかったが、当該製品のグリルケース内部に水をこぼしたことで、ケース下にある複数の穴から水がこぼれてグリル底板の上に溜まり、継続して使用したことでグリル底板が腐食、脱落するとともにガス導管が腐食して穴空きを生じ出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	平成27年11月4日に経済産業省商務流通。保安グループにて公表済。平成27年11月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済
B1G15- 239	2015/10/24	2015/11/20	ガスこんろ(LPガス用)	大阪府	右記参照	〃	(火災、軽傷2名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	○使用者がおかゆを調理中に周囲の可燃物に引火した。○当該製品の周囲に焼損残渣が認められた。○当該製品に内部から出火した痕跡は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	製造から25年以上経過した製品
B1G15- 238	2015/10/30	2015/11/20	ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、開放式)	大阪府	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品を使用していたところ、当該製品下部より炎が出ているのに気づき、濡れ雑巾で消火しガス栓を閉じた。○当該製品の中央左下のガス接続部を中心に継手ホース及び周辺を焼損していた。○当該製品のガス接続部のねじ部に変形、キズ等や形状の異常は認められなかった。○当該製品のガス接続部のねじ部はTU(テーパーユニオン)ねじであり、接続にシール材を使用しない構造であったが、ねじ部にシールテープの残存物が認められた。○使用者の知人が、従来使用していた継手ホースを使用して、当該製品に接続した。○当該製品の知人が従来使用していた継手ホースをそのまま使用し、当該製品のガス接続部のねじ部にシールテープを使用して接続したことにより、ガス接続部のパッキン部がシールされずにガスが漏れ、漏れたガスが当該製品から引火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「ガス配管工事は必ずガス供給事業者または資格を有する設置業者が行う。」旨、記載されている。	・A201500495(継手ホース(都市ガス用))と同一事故・使用期間:不明(製造時期から約2か月と推定)
B1G15- 237	2015/04/11	2015/11/11	ガスこんろ(都市ガス用)	兵庫県	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が留守中に当該製品が発火し、周辺にあった段ボール紙等の可燃物に引火し、周囲の可燃物及びガス用ゴム管等を焼損していた。○当該製品の左こんろ上に段ボール紙の波模様形状の焼損残渣が認められた。○当該製品の操作部やグリルに異常は認められなかった。○当該製品内部に発火の痕跡は認められなかった。○点火ボタンと器具栓の間の樹脂部品のススの付着状況から、事故当時点火ボタンは「開」状態であったと判断された。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、何らかの要因で当該製品の点火ボタンが押され、こんろの上に置かれていた可燃物に引火し火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	事業者が重大製品事故として認識したのは平成27年10月30日。
B1G15- 236	2015/08/30	2015/09/17	ガス栓(都市ガス用)	新潟県	右記参照	〃	(火災)当該製品に接続したガスこんろを点火したところ、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、2口ホースエンドのガス栓で、ヒューズ機構(過流出安全機構)を有することが義務づけられた1985年以前に製造され、同機構は有していなかった。○使用者が当該製品を開け、ガスこんろの点火操作をしたところ火災が発生した。○当該製品のガスこんろが接続されたガス栓は閉栓となっており、開栓となっていたガス栓にはガス機器が接続されておらず、また、ガス栓キャップは装着していなかった。○当該製品の気密性を確認したところ、開栓及び閉栓においてガス漏れの発生はなかった。また、つまみ操作力は左右ともに規格値内であり、異常は認められなかった。●当該製品に異常が認められないことから、使用者がゴム管未接続側のガス栓を開け、ガスこんろの点火操作を行ったため、漏出したガスに引火し、火災に至ったものと推定される。	平成27年9月1日に経済産業省商務流通保安グループにて公表済。平成27年9月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済
B1G15- 235	2015/07/30	2015/08/31	ガスふろがま(都市ガス用、密閉式(BF式))	東京都	右記参照	〃	(火災、軽傷1名)当該製品を点火したところ、爆発し、周辺を破損し、1名が軽傷を負った。	○当該製品が設置されている浴室内で、使用者が虫を退治しようと殺虫剤代わりに可燃性ガス(液化石油ガス)が入ったスプレー(パーツクリーナー缶)を噴霧した後、当該製品を点火しようとしたところ爆発した。○スプレーを噴霧した後、浴室の換気はしなかった。○当該製品は浴室床面に設置され、浴室床面は浴室扉より低い位置であった。○当該製品にはガス漏れ、機器の変形は認められなかった。○当該製品の点火、着火などの動作に異常は認められなかった。●当該製品に異常が認められないことから、使用者が浴室内でスプレーを噴霧したことで、スプレーに使用されている可燃性ガス(液化石油ガス)が浴室内に充満、滞留し、その状況下で点火操作を行ったため、引火して事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「火災の原因となるので、機器の周辺では灯油、ガソリン、ベンジンなど引火性危険物を使用しない。爆発の恐れがあるので、機器の周辺や上にスプレー缶、カセットこんろ用ポンペを置いたり使用したりしない。」旨、記載されている。	・使用期間:不明(製造年月2009年7月から約6年と推定)

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1G15- 234	2015/12/02	2016/08/17	ガスこんろ(LPガス用)	鹿児島県	右記参照	〃	(火災)重傷1名)当該製品を使用中、当該製品から炎が上がり、1名が重傷を負う火災が発生した。	○当該製品には異常は認められず、現在も継続使用している。○使用者は頭部及び首部等を火傷していた。 ●事故当時の状況は不明であるため、事故原因の特定には至らなかったが、製品に異常は認められず、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G15- 233	2015/11/16	2016/08/17	ガス炊飯器(LPガス用)	長野県	右記参照	〃	(火災)当該製品を点火したところ、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外観に焼損や破損等の出火の痕跡は認められなかった。○ガス通路の気密性に異常は認められなかった。○ガス栓及び迅速継手の一部とカーテンが焼損していた。 ●当該製品に焼損は無く、ガス漏れも認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G15- 232	2015/11/19	2016/08/17	ガスこんろ(都市ガス用)	北海道	右記参照	〃	(火災)飲食店で当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品で天ぷら油を加熱中にその場を離れたところ、鍋から炎が上がった。○現場の焼損状況より、鍋が置かれた右こんろ側から炎が立ち上がり、排気ダクト及び壁面コンセントに燃え広がった痕跡が認められた。○当該製品に焼損等の異常は認められなかった。○当該製品に調理油過熱防止装置は付いていなかった。 ●当該製品で天ぷら油を加熱中にその場を離れたため、天ぷら油が過熱して発火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「火を付けたまま移動、外出、就寝しない。調理中のものが燃えたりして火災の原因になる。特に、天ぷら、揚げものをしているときには注意をする。」旨、記載されている。	
B1G15- 231	2015/11/01	2016/08/17	ガスこんろ(LPガス用)	熊本県	右記参照	〃	(火災)建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○全焼火災の現場にガスこんろがあった。○消防の調査により、出火元はガスこんろでないことが確認された。 ●当該製品から出火したのではないことが確認できたことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G15- 230	2015/11/06	2016/08/17	ガスこんろ(都市ガス用)	福岡県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は調理油過熱防止装置が設置されていないこんろで油調理をし、その後放置していた。○当該製品に焼損はなく、製品の不具合は認められなかった。 ●使用者が、調理油過熱防止装置が設置されていないこんろを使用し調理したまま放置したため、油が過熱し、出火したものと推定される。なお、取扱説明書には「火を付けたままの移動、外出、就寝禁止。料理中のものが焦げたり燃えたりして火災の原因になる。特に天ぷら、揚げ物をしているときは注意する」旨、記載されている。	
B1G15- 229	2015/09/12	2016/08/17	ガスこんろ(都市ガス用)	大阪府	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品の近くでガス臭いと感じ、マッチを着けて近づいたところ火がついた。○当該製品の点火つまみ及び天板を覆っていたビニルシートを焼損した。○使用者は入居以来約9年間当該製品を使用していなかった。○当該製品は1口のビルトインこんろで、煮こぼれを生じた際、内部に煮汁等が溜まる構造であった。○当該製品内部のアルミ合金ダイカスト製の導管継手が腐食してガス漏れを生じていた。○取扱説明書には、「煮こぼれ等を生じた際にはパーナーキャップなどの手入れを行う」旨、表記されているものの、煮こぼれ等を多量に生じた際に点検を促す旨の表示はなかった。 ●当該製品は、使用者より前に入居していた住人が調理中に煮こぼれ等を起こして当該製品内部に煮汁が溜まり、その状態で長期間放置されたことによりガス導管継手が腐食して破断しガス漏れに至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定されるが、使用者が入居する際に管理者(大家等)が十分に点検せずに受け渡したことが事故発生に影響したものと推定される。	製造から20年以上経過した製品。 平成27年9月14日に経済産業省商務流通保安グループにて公表済。事業者が重大製品事故として認識したのは平成27年10月2日
B1G15- 228	2015/09/29	2016/08/17	ガスこんろ(都市ガス用)	群馬県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品の調理油過熱防止装置が付いていない左こんろで揚げ物をした後、台所に戻ると、天ぷら鍋から出火しており、当該製品の火が消えていなかった。○調理油過熱防止装置が付いている右こんろは詰まりで点火しにくかったことから、使用者は普段から左こんろのみを使用しており、左こんろも事故の約1年前から点火ボタンの調子が悪く、うまく点火しなかったり、火が消えないことがあった。○当該製品は、外側及び内側は大量の汚れが付着し、左パーナーの点滅器はボタン軸の中まで煮こぼれや油が入り込んでおり、動作に引っかかりが生じていた。○右パーナーのパーナーキャップは焦げた食品かすや油で詰まっていた。 ●当該製品を操作しても消火しない等の不具合を認識しながら使用を続け、また、事故発生時は調理油過熱防止装置が付いていない左こんろを使用し、消火の確認をせずにその場を離れたことから、油が過熱して火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたまま機器から絶対に離れず、使用後は消火を確かめる。」、「揚げもの調理をする場合は必ず温度センサー付きパーナーを使用する。」、「日常の点検、お手入れは必ず行い、故障または破損したと思われるものは使用しない。」旨、記載されている。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1G15-	227	2015/09/13	2016/08/17	ガスこんろ(LPガス用)	埼玉県	右記参照	”(火災、重傷1名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が重傷を負った。	○使用者は左こんろを使用していた。○製品内部に発火の原因となるような異常は認められなかった。○当該製品の右前面にある右こんろ及びグリルの操作ボタンが著しく焼損していた。○左側面は右側面に比較してきれいで、背面のガスホースは焼損していなかった。○台所の床面が焼損しており、当該製品の手前下部から上部に向けて著しい焼損痕が認められた。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G15-	226	2015/08/31	2016/08/17	ガスこんろ(都市ガス用)	北海道	右記参照	”(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が、調理油過熱防止装置が付いていない右こんろを使用し、天ぷら調理を行った後、外出した。○使用者が外出した約20分後に火災が発生した。○当該製品の焼損は著しいものの、ガス漏れの痕跡はなく、異常は認められなかった。 ●当該製品の調理油過熱防止装置が付いていない右こんろで天ぷら調理を行い、火を消し忘れて外出したため、調理油が過熱して火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には「揚げもの調理は、必ず調理油過熱防止機能付きのこんろを使用する。使用後は消火を確認する。」旨、記載されている。	
B1G15-	225	2015/09/08	2016/08/17	ガスふろがま(LPガス用、屋外式(RF式))	福岡県	右記参照	”(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、住宅2階の外側に鋼板や木材を使用して当該製品が置ける空間を作りその中に設置され、20年以上使用されていた。○設置場所に使用された木材の柱や木製台座の焼損が著しかった。○当該製品機構部の外郭表面は焼損していたが、機構部内部は焼損していなかった。○事故発生時、強風が吹いていた。○当該製品の熱交換器下部の循環パイプ側フィンにススが付着していたが、過熱した痕跡は認められなかった。 ●当該製品の周囲にあった木製の台座等の焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品内部に異常は認められないことから、設置されていた木製の台座等が使用による熱の影響で炭化が進んでいた可能性があり、強風のためバーナーの炎が外にあふれて木製の台座等に着火したのと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G15-	224	2015/07/31	2016/08/17	ガスこんろ(都市ガス用)	愛知県	右記参照	”(火災)当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生した。	○鉄製フライパンの手入れのため、少量の油を入れて当該製品で加熱していた。○フライパンの油が発火したため、消火しようと少量の水を入れたところ炎が大きくなり、吊り戸棚及びレンジフードの一部が焼損した。○当該製品に焼損やガス漏れは認められず、調理油過熱防止装置のサーミスター抵抗値にも異常は無く、正常に使用できた。 ●当該製品は、調理油過熱防止装置に異常は認められないことから、鉄製フライパンの手入れのために少量の油を入れて当該製品で加熱中、油が過熱されて発火し、更に消火のために入れた水の影響で炎が大きくなり、火災に至ったものと推定される。	
B1G15-	223	2015/08/18	2016/08/17	ガスこんろ(都市ガス用)	滋賀県	右記参照	”(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が子供の連絡で当該製品が燃えていることに気づき、家人が消火器を用いて消火した。○当該製品の天板上に白い樹脂と黒い繊維状の炭化物が認められ、当該製品の右側に置いていた電気炊飯器が一部焼損しガス栓のつまみが溶融していた。○右こんろの点火ボタンは押し込まれてON状態であった。○当該製品にガス経路に漏れは認められず、点火・燃焼及び安全装置に異常は認められなかった。 ●当該製品の事故時の詳細な状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G15-	222	2015/08/12	2016/08/17	ガストーチ	山口県	右記参照	”(火災、軽傷1名)当該製品に点火したところ、爆発を伴う火災が発生し、周辺を破損し、1名が軽傷を負った。	○当該製品は、ガスボンベに取り付けた状態で、約1年間、屋外の倉庫に保管されていた。○当該製品の導管のガス流入口は、昆虫の巣とみられる砂や土状の異物により塞がれていた。○当該製品で燃焼実験をしたところ、点火後、全体が炎に包まれ、その後、空気穴から炎が出る状況が認められた。 ●当該製品の導管のガス流入口が昆虫の巣とみられる砂や土状の異物により塞がれていたため、点火の際に、空気穴から流出したガスに引火してガスボンベが過熱されて破裂し、ガスが噴出、引火して爆発に至ったものと推定される。	
B1G15-	221	2015/08/12	2016/08/17	ガスカートリッジ直結型ガスこんろ	島根県	右記参照	”(火災、軽傷1名)公園で当該製品を使用中、爆発を伴う火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○当該製品のバーナー部分のごくは閉じられた状態で、ごく、断熱板等が著しく変形していた。○当該製品に接続されていたガスカートリッジの底部が反転し胴部から外れていたが、器具取付部及び樹脂製バルブに異常は認められなかった。○当該製品は、軽量アルミ製の風防板で3方向を囲われ、輻射熱の大きい調理器具(2段式焼網)が使用されていた。 ●当該製品を風防で3方向を囲み、輻射熱の大きい調理器具(2段式焼網)を使ったことにより、当該製品に接続されていたガスカートリッジが過熱され爆発したものと推定される。なお、取扱説明書には、「輻射熱の多い調理器具は使用しない。石やブロック、板などで囲ったりして使用しない。」旨、記載されている。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1G15-	220	2015/07/22	2016/08/17	ガス栓(LPガス用)	茨城県	右記参照	”(火災)当該製品に接続したガスこんろを使用しようとしたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は2口タイプで、左側ガス栓の樹脂製つまみが「開」の位置で焼損しており、本体左側面には打痕が認められた。○当該製品は、左側ガス栓のつまみ部分からガス漏れが認められた。○左側ガス栓は、内部の栓組付け部が外力で潰れたように変形していた。○右ガス栓は、変形やガス漏れ等の異常は認められなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、本体に加わった外力の影響で変形し、内部のシール性が損なわれていたため、漏れたガスにガスこんろ点火時の火花が引火し、火災に至ったものと推定される。	
B1G15-	219	2015/08/07	2016/08/17	ガスこんろ(LPガス用)	静岡県	右記参照	”(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外観は、前面のグリルの上部が焦げ、グリル取っ手が外れていた。○グリル受け皿に多量の炭化物の堆積が認められた。○グリル内部の底面や側面に炭化物の付着が認められた。○事故時にグリルで焼いていた魚の切り身は、皮や身に焦げ目が付いているが、炭化していなかった。 ●当該製品は、グリル受け皿を清掃せずに使用を継続したため、グリルを使用した際に、グリル受け皿に堆積した油脂等が発火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「グリルを使用後および連続使用の場合はグリル受け皿に溜まった油を取り除く」旨、記載されている。	
B1G15-	218	2015/08/07	2016/08/17	ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、半密閉式(FE式))	千葉県	右記参照	”(火災)店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外観は、前面、側面及び底面の焼損が強かったが、背面及び上面の焼損は弱かった。○内部は全体に焼損していたが、内部配線や基板等の電気部品に熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○ガス通路に、ガス漏れに至る異常は認められなかった。○バーナーや熱交換器に、炎漏れや異常燃焼の痕跡は認められなかった。○事故現場の焼損が強い場所は、当該製品から離れた場所であった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:12年8か月
B1G15-	217	2015/08/05	2016/08/17	ガスこんろ(LPガス用)	鹿児島県	右記参照	”(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の天板上及び製品内部にはグリル排気口付近に置かれていた樹脂製可燃物が溶融し、固着していた。○当該製品の天板裏側には奥こんろ及びグリル排気口付近にススが付着していた。○当該製品内部のガス配管及び器具栓等にガスの漏洩は認められなかった。○当該製品の各こんろ口及びグリルの点火・消火動作に異常は認められなかった。 ●当該製品の奥こんろ又はグリルが点火された経緯は不明であるため、事故原因の特定には至らなかったが、グリル又は奥こんろが使用されたことによる熱によりグリル排気口付近にあった樹脂製の可燃物が溶融し、天板及び製品内部に流れ込んだものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G15-	216	2015/07/26	2016/08/17	ガスふろがま(都市ガス用、屋外式(RF式))	長崎県	右記参照	”(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品のフロントカバー下部とフロントカバー内の電装部分及びケース本体右側全体が著しく焼損していた。○当該製品の周囲や上面は、外壁、ブロック及び合板で囲われた状態であった。○当該製品からガス漏れはなく、燃焼状態は正常であった。 ●当該製品内部に異常が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	A201500334(継ぎ手ホース(都市ガス用))と同一事故
B1G15-	215	2015/06/27	2016/08/17	ガス給湯付ふろがま(都市ガス用、密閉式(BF式))	兵庫県	右記参照	”(火災)異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○操作パネル取付けビスが欠損していたことにより、追いだきボタンは押し込まれてON状態でロックしていた。○当該製品と浴槽の循環口のジョイントパッキングが焼失し、ススの付着が認められた。○ふろ熱交換器に多量の酸化スケールが認められた。○当該製品にガス漏れはなく、燃焼状態に異常は認められなかった。○空だき防止スイッチの動作に異常は認められなかった。○製造事業者による点検・修理履歴はなかった。 ●当該製品は操作パネル取り付けビスの欠損により、ふろ追いだきボタンが常時押し込まれ、シャワーのみを使用する際にも空だき状態になっていたことによる熱交換器の酸化スケール詰まりで空だき防止スイッチの作動が遅れたため焼損に至ったと考えられるが、製造事業者による点検・修理履歴がないことからビスの欠損理由については不明であり、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:不明(製造年月から約21年と推定)
B1G15-	214	2015/06/20	2016/08/17	カセットボンベ	埼玉県	右記参照	”(火災)飲食店でカセットこんろに当該製品を装着して点火したところ、カセットこんろを焼損する火災が発生した。	○当該製品の外観は、マウンテンカップ部分にススの付着が認められた。○当該製品のバルブを含む各部の寸法は、JIS規格を満足していた。○当該製品にガス漏れは認められなかった。○当該製品を事故時接続していたカセットこんろに装着したところ、ガス漏れは認められず、正常に点火した。なお、カセットこんろは当該製品の指定品であった。 ●当該製品の使用状況の詳細が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れ等の異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	A201500220(カセットこんろ)と同一事故

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考	
					物的被害	人的被害				
B1G15-	213	2015/06/20	2016/08/17	カセットこんろ	埼玉県	右記参照	”	(火災)飲食店で当該製品にカセットボンベを接続して点火したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外観は、樹脂製の器具枠つまみ、容器セトルレバーつまみ及びシールが溶融し、底面にススの付着が認められた。○当該製品の内部に、焦げや樹脂部品の溶融等の出火の痕跡は認められなかった。○器具枠のカセットボンベ接続部は、リングに亀裂等の異常は認められなかった。○当該製品に事故時接続していたカセットボンベを装着したところ、ガス漏れは認められず、正常に燃焼した。なお、カセットボンベは当該製品の指定品であった。 ●当該製品の使用状況の詳細が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れは認められず、正常に燃焼することから、製品に起因しない事故と推定される。	A201500230(カセットボンベ)と同一事故
B1G15-	212	2015/06/21	2016/08/17	ガスこんろ(都市ガス用)	神奈川県	右記参照	”	(火災、軽傷1)当該製品を使用中、使用者の衣服に着火し、火傷を負う火災が発生した。	○当該製品の左こんろ(強火力)にやかんを乗せ、強火にして湯を沸かしていた。○当該製品左奥の棚にあった鍋つかみを手を伸ばして取った後、衣服(Tシャツ)の右すそに火が付いていることに気づいた。○当該製品に焼損は無く、不具合や異常等は認められなかった。 ●当該製品に不具合や異常は認められないことから、左こんろを強火で使用、当該製品左奥の棚にあった鍋つかみを取るため手を伸ばした際に、衣服が左こんろの火に近づいて着火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「使用中はバーナー付近に触れない。衣服に炎が移ったりする可能性がある。」旨、記載されている。	
B1G15-	211	2015/06/07	2016/08/17	ガスこんろ(LPガス用)	山口県	右記参照	”	(火災、軽傷1名)当該製品の点火操作を行ったところ、1名が頭部に火傷を負う火災が発生した。	○当該製品は、バーナーキャップ炎口の一部分が汚れて塞がり点火しにくい状態であった。○当該製品に顔を近づけて点火操作を行った。 ●当該製品のバーナーキャップ炎口の一部分が汚れて塞がった状態で点火操作を行ったところ火がつかず、こんろに顔を近づけて点火操作を繰り返したため、不着火により滞留していたガスに引火し、頭部に火傷を負ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「点火操作時や使用中はバーナー付近に触れたり、顔を近づけたりしない。」、「炎が不ぞろいになった時は、バーナーキャップの穴や溝をブラシや針金等先の細いものなどで掃除する。」旨、記載されている。	
B1G15-	210	2015/05/05	2016/08/17	カセットボンベ	千葉県	右記参照	”	(火災、軽傷1名)当該製品をガストーチに接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○当該製品の外観に打痕、変形及びガス漏れは認められなかったが、接続部付近のフィルム紙が焼損していた。○当該製品の接続部のねじ山に潰れなどの異常は認められなかった。○事故発生時に使用していたガストーチを当該製品に接続した状態でガストーチの器具枠つまみを開いたところ、器具枠つまみの根元からガスの漏洩が認められた。また、器具枠つまみを閉じた状態でガス漏れは認められなかった。○当該製品に同型のガストーチ(新品)を接続したがところ、器具枠つまみを開いても根元からのガス漏れは認められなかった。 ●当該製品に異常が認められず、接続されていたガストーチにガス漏れが認められたことから、製品に起因しない事故と推定される。	A201500179(ガストーチ)と同一事故
B1G15-	209	2015/05/23	2016/08/17	ガス給湯付ふろがま(都市ガス用、密閉式(BF式))	東京都	右記参照	”	(火災)当該製品を使用中、浴室内で可燃性スプレーを噴射したところ、爆発し、周辺を破損した。	○浴室内で、ふろがまの種火が点いている状態で、液化石油可燃性のLPガス式の殺虫剤を噴霧していたところ爆発した。○ガス漏れはなかった。○外観、内部に変形、冠水痕等の異常はなく、配管、バーナー等機構部の腐食もなかった。○種火の燃焼状態は良好で、点着火に異常はなかった。 ●当該製品に異常が認められないことから、使用者が当該製品の種火が点いている状態で殺虫剤を噴霧したことにより、噴射剤に使用されている可燃性のLPガスにふろがまの種火が引火して、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「機器や給排気筒トップの周囲には、引火しやすいもの(ガソリン、ベンジン、灯油など)やスプレーを置いたり、使用したりしない」旨、記載されている。	・使用期間:7年10か月
B1G15-	208	2015/04/23	2016/08/17	ガスこんろ(LPガス用)	広島県	右記参照	”	(火災、軽傷1名)当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○使用者は調理油過熱防止装置のない右こんろを使用し天ぶらを調理中に、火をつけたまま台所を離れ、別の部屋にいたところ、出火に気が付いた。○当該製品は全体が著しく焼損し、樹脂部品は全て焼失していた。○当該製品の汁受け及び製品内部に著しい腐食が認められたが、製品内部からの出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の調理油過熱防止装置が付いていない右こんろで天ぶらを調理し、消火せずにその場を離れたことから、油が過熱して火災に至ったものと推定される。なお、本体には、「使用中その場を離れるときは必ず消火する」、「揚げものは必ず左こんろを使用する」旨、取扱説明書には、「火をつけたままの移動、外出、就寝禁止」、「揚げもの調理をする場合は必ず温度センサー付きバーナーを使用する」旨、表記されている。	
B1G15-	207	2015/04/15	2016/08/17	ガスこんろ(LPガス用)	広島県	右記参照	”	(火災、軽傷1名)当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○使用者は、当該製品の右側こんろに食材と水を入れた鍋を乗せて強火で加熱中に、別の部屋に移動し眠ってしまった。○当該製品は、全体に著しい焼損が認められた。○右側こんろのつまみ位置は、ほぼ全開の状態であった。 ●当該製品の右側こんろで食材を加熱中に、その場を離れて眠ってしまったため、鍋の中の食材が過熱し出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたまま機器から絶対に離れない」旨、記載されている。	製造から10年以上経過した製品

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1G15- 206	2015/03/07	2016/08/17	ガス給湯付ふろがま (都市ガス用、密閉式 (BF式))	東京都	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外観は、左面手前側にススが付着し、上面の操作部樹脂の一部及びシャワーヘッドが焼損していた。○ケーシング内面に冠水跡が認められ、バーナーを取り外した際にふるふるバーナーから水が流れ落ちた。○給湯バーナー及びふるふるバーナーに変形や損傷等の異常は認められなかった。○ガス通路にガス漏れは認められなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れ等の異常はなく、内部に水の浸入が認められたことから、当該製品が冠水したため、バーナーから正常に炎が出なくなり、バーナー手前側に未燃焼ガスが溢れて引火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間：不明 (製造時期から32年6か月と推定)
B1G15- 205	2015/02/19	2016/08/17	ガス栓(都市ガス用)	福岡県	右記参照	〃	(火災)当該製品に接続したガスこんろを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の正面に引き出し式キャビネットが取り付けられていたが、キャビネット内の鍋等が開け閉め時に当該製品のつまみに接触していた。○当該製品のつまみ及び検査孔部にすり傷が認められた。○事故現場では当該製品の検査孔ボルトが脱落しキャビネットの底に落ちていた。○気密試験の結果、当該製品に漏洩は認められず、また、マイコンメーターは作動していなかった。○当該製品の検査孔ボルトを手で緩く締めた状態でもガスは漏れないことを確認した。○直近のガス設備定期保安点検時には、ガス配管の漏洩は認められず、当該製品の検査孔ボルトに緩みがないことが確認されている。 ●検査孔ボルトが脱落した経緯が不明であるため、事故原因の特定には至らなかったが、検査孔ボルトが脱落した状態でキャビネットの開け閉め時に鍋等がつまみに当たり、つまみが検査孔が開通する位置まで回転して、検査孔からガスが漏洩し、ガスこんろの火が着火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G15- 204	2015/01/19	2016/08/17	ガスコンビネーション レンジ(都市ガス用)	神奈川県	右記参照	〃	(CO中毒、軽傷2)当該製品を使用中、一酸化炭素中毒により2名が軽症を負った。	○使用者は当該製品をほとんど使用していないが、事故以前に使用したときも気分が悪くなった。○当該機器の燃焼試験を実施したところ、不完全燃焼していることが確認された。○当該機器の吸気口は、多量のホコリ等で閉塞していた。 ●当該製品は、吸気口がホコリにより閉塞していたため、不完全燃焼となり、一酸化炭素が室内に滞留したことにより事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「いつもきれいな状態で使う。異常を見つけたときは、最寄りの販売店かガス事業者に修理を依頼する。」旨、注意表記されている。	製造から25年以上経過した製品。
B1G15- 203	2015/01/01	2016/06/24	ガストーブ(開放 式、LPガス用)	福岡県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を使用中、近くで可燃性のスプレー缶を使用した。○当該製品には、破損等の異常は認められず、事故発生後も使用できる状態であった。○焼損部分は、壁に開けた穴の一部と当該製品のガスコードだけであった。 ●当該製品を使用中、近くで壁の一部に四角い穴を開け、穴の隙間からスプレー缶で断熱用の発泡ウレタンを注入したため、スプレー缶から噴射された可燃性ガスに引火し、穴の一部と当該製品のガスコードの一部を焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「機器の周囲では、スプレー・ガソリン・ベンジンなどの引火のおそれのあるものを置いたり使用しない。」旨、記載されている。	事業者が事故を認識したのは1月23日。1月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済
B1G15- 202	2015/01/04	2016/06/24	ガス瞬間湯沸器(都 市ガス用、開放式)	東京都	右記参照	〃	(火災)飲食店で当該製品の着火操作を行ったところ、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品からお湯が出なかったため、使用者が給湯栓の開閉を繰り返したところ当該製品が着火し、周辺にあったジュースが溶損したとのことだが、給湯栓の開閉操作や着火時の状況については、詳細情報を特定することができなかった。○当該製品に着火不良は認められず、燃焼状態にも異常は認められなかった。○当該製品のガス・水通路部に漏れ等の異常は認められなかった。 ●当該製品の事故に至った経緯や事故状況の詳細が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	製造から10年以上経過した製品。1月5日に経済産業省商務流通グループにて公表済
B1G15- 200	2015/01/14	2016/06/24	ガス栓(LPガス用)	宮城県	右記参照	〃	(火災、軽傷1名)施設で、鳴動しているガス警報器を停止させ、石油温風暖房機を点火したところ、爆発が発生し、建物の一部を破損し、1名が軽傷を負った。	○使用者は、事故発生時、ガスこんろにつながる当該製品の右側ガス栓を開いた。○右側ガス栓は、つまみや押し回しバネなどが外されており、つまみなどの部品に傷跡が認められた。○当該製品は、押し回しバネによる栓の押しつけがなくなると栓が浮き上がりガス漏れが生じることがある構造であった。○右側ガス栓のつまみや押し回しバネなどが外されていた経緯は不明であった。 ●当該製品の右側ガス栓が、つまみや押し回しバネなどが分解により外されていたため、使用者が右側ガス栓を開けた際にガス栓上部からガスが漏れ出し、石油温風暖房機を点火した際に、滞留していたガスに引火して爆発したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	ガスこんろに関する事故 (A201400688)と同一。1月16日に経済産業省商務流通保安グループにて公表済

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況 物的被害	事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
B1G15-199	2015/01/19	2016/06/24	ガスこんろ(都市ガス用)	兵庫県	右記参照	”(火災)当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該品のこんろで調理中、加熱していたステンレス製片手鍋から食材が煮こぼれし、こんろの火が揺れ動くような状態になった。○当該製品の天板の上やごとくは手入れがされておらず、ごとくや天板には大量の残留物が付着していた。○残留物は多量の油分を含んでいた。 ●当該製品で調理しているとき、煮こぼれによりこんろの火が揺れ動き、天板及びごとくに付着していた油分を含んだ残留物に引火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「煮こぼれさせた場合は機器が冷めてからできる限り早く拭き取る。」旨、記載されている。	事業者が事故を認識したのは2月10日
B1G15-198	2015/01/19	2016/06/24	ガス瞬間湯沸器(開放式、都市ガス用)	神奈川県	右記参照	”(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品各部に出火原因となる異常は見られない。○当該製品側の接続金具付近のホース部の燃焼が著しい。○当該製品はガス機器の設置資格の無い方が設置した。○使用状況は不明。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、強化ガスホースとの接続に不具合があり、接続部よりガス漏れが生じ、何らかの火が引火したものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。	1月19日に経済産業省商流通保安グループにて公表済
B1G15-197	2015/01/21	2016/06/24	ガスこんろ(LPガス用)	北海道	右記参照	”(火災、軽傷1名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○使用者が外出から戻った際に出火を確認した。○当該製品の左側こんろ操作ボタンは押された状態で固着し、左ごとく上の土鍋は内容物が焦げて、鍋底に固着していた。○機器内部は全体にススが付着し、左側部分が焼損していたが、内部から出火した痕跡は認められなかった。○当該製品の周辺は雑然としており、周辺には可燃物が置かれていた。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、何らかの原因により、左側こんろの操作ボタンが押されて周辺の可燃物に着火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G15-196	2015/01/30	2016/06/24	ガスふろがま(都市ガス用、密閉式、(BF式))	鹿児島県	右記参照	”(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○バーナーの先端付近の下側が腐食により破損し穴が空いており、腐食部分よりナトリウムと塩素が検出された。○バーナーの腐食した箇所の材料に異常は認められなかった。○当該製品の製造時に、塩分が付着する工程や環境はないことを確認した。○当該製品に冠水した痕跡は認められなかった。 ●当該製品のバーナー部に塩分が付着した経緯の特定には至らなかったが、燃焼時の熱と外部から付着した塩分の影響で腐食が促進されバーナー部が破損したため、漏れたガスに引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	使用期間：不明(製造時期から約14年7か月と推定)。2月3日に経済産業省商流通保安グループにて公表済。2月13日に消費者安全法の重大事故等として公表済
B1G15-195	2015/02/02	2016/06/24	ガスこんろ(都市ガス用)	神奈川県	右記参照	”(火災)当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生した。	○グリルの網にアルミ箔を敷いて調理をしていた。○グリルを手入れせず、2回目を調理した。○グリル内後方排気口部分に油脂が蓄積していた。○ガス漏れはない。 ●当該製品は、使用者がグリルの網にアルミ箔を敷いて手入れせず連続使用したことにより、アルミ箔に溜まった脂が過熱・発火し、グリル内に蓄積していた油脂に連続して火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「脂の出る料理には、グリル焼き網の上や下にアルミはくを敷かない。」、「グリル使用後および連続使用するときは、グリル受け皿にたまった脂を取り除く。」旨、警告・注意表記されている。	
B1G15-194	2015/02/05	2016/06/24	ガスこんろ(都市ガス用)	奈良県	右記参照	”(火災)建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品の外観は、右側後方に外装の塗装が残存し、本体の左側に著しい焼損が認められた。○左こんろのごとく、汁受け皿及びバーナーヘッドに鍋等と思われる金属の溶融・固着が認められた。○ガスコックやガス接続部にガスが発火した痕跡は認められなかった。○当該製品は「運転切/入」スイッチを入れて、こんろの点火スイッチを入れずに点火しない2アクションの機構で、「運転切/入」スイッチを入れて点火スイッチを押さずに1分以上経過すると運転を切る機構である。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品はガス漏れによる発火の痕跡はなく、左こんろの上に鍋等の溶融したものが残存していたことから、左こんろは連続運転であったため火災となったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	事業者が事故を認識したのは3月2日
B1G15-193	2015/02/10	2016/06/24	ガスこんろ(都市ガス用)	神奈川県	右記参照	”(火災)当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品の右こんろの上に物を置いた状態で、右こんろの操作ボタンを押して点火した。○誰が当該製品の右こんろの操作ボタンを押して点火したのか特定されていない。○当該製品に出火に至る異常は認められなかった。 ●詳細な使用状況が不明であるが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1G15- 192	2015/02/13	2016/06/24	ガスこんろ(LPガス用)	福岡県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品を汚損し、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品本体と壁との間に設置してある木製台と壁が焼損していた。○当該製品の背面外郭などにススが付着しているものの、当該製品に変形や変色等は認められなかった。○グリル内部及びこんろ内部に出火の痕跡等は認められなかった。○左右のバーナー及びグリルともに正常に燃焼し製品内部からガス漏れも認められなかった。 ●事故当時の詳細な状況が不明であるため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の内部から出火した痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G15- 191	2015/02/15	2016/06/24	ガスこんろ(LPガス用)	山梨県	右記参照	〃	(火災)建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○使用者は、鶏肉を入れた鍋を左こんろに乗せ、火をつけたまま外出した。○当該製品の左こんろは、器具栓が開の状態であった。○左こんろに乗せていた鍋は、著しく焼損していた。 ●当該製品に鶏肉を入れた鍋に乗せ、火をつけたまま外出したため、鶏肉から出た脂分より出火に至ったものと推定される。	
B1G15- 190	2015/02/20	2016/06/24	ガスこんろ(LPガス用)	岩手県	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、当該製品のグリルを使用後に外出した。○当該製品は、焼損が著しく、樹脂製の操作ボタンはすべて焼失していた。○グリル内部には、油脂類が多く付着していた。○グリルに、消し忘れ消火装置は搭載されていなかった。 ●当該製品のグリルを使用した後、消し忘れたまま外出したため、グリル内の油脂類が過熱して出火し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「火をつけたまま離れたり、外出、就寝しない。」旨、記載されている。	
B1G15- 189	2015/02/23	2016/06/24	ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、屋外式(RF式))	長崎県	右記参照	〃	(火災)建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品上面及び排気口付近に炭化物の付着が認められた。○当該製品の内部は、熱交換器内にススが付着している以外に異常は認められなかった。 ●当該製品の排気口付近に可燃物が置かれていたため、不完全燃焼により排気口から出た炎が可燃物に着火し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「機器及び排気口の周囲に燃えやすいものは置かない」旨、記載されている。	2月25日に経済産業省商流通保安グループにて公表済。3月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済
B1G15- 188	2015/02/27	2016/06/24	ガスこんろ(都市ガス用)	京都府	右記参照	〃	(火災)当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者(70歳代、男性)が異音に気づき台所を確認したところ、当該製品の右こんろ汁受け皿の穴から出火していたため、水をかけて消火した。○天板上には、樹脂製のまな板の一部が残っていた。○本体正面に焼損はなく、樹脂部品の熱損もみられず、グリルが使われた痕跡もみられなかった。○本体内部は、右バーナー奥側のコードが焼損し、左側に茶色い堆積物が認められた。○器具栓や基板、トランスにススの付着や変形等異常は認められなかった。○ガス通路部にガス漏れは認められなかった。○同等品を用いて同様のサイズのまな板を燃やした燃焼実験の結果、当該製品とほぼ状況が一致した。 ●当該製品の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、右こんろ上にまな板が置かれた状態で、なんらかの要因で点火ボタンが押され、まな板が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	製造から20年以上経過した製品。3月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済
B1G15- 187	2015/02/28	2016/06/24	ガスこんろ(都市ガス用)	大阪府	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が夜中の12時半頃、2口こんろの左側で湯を沸かし右側で片手鍋に天ぷら油を入れコロッケを調理し、1時45分頃就寝した。4時20分頃に目を覚まし部屋の中の白煙に気づき、台所の右こんろの鍋とフタの隙間から炎が上がっていた。○当該製品の右側の焼損が著しく、前面の右側のグリルと右こんろの点火ボタン等の樹脂部品の焼失が認められた。○事故後、鍋はこんろの上にあり、鍋の内部には餡状の天ぷら油や揚げカスが残っていた。○使用者は左こんろを消したことは覚えていたが、右こんろを消した記憶がなかった。○当該製品は調理油過熱防止装置のない機種であった。○天板の裏にススの付着は認められたが、当該製品内部からの過熱痕は認められなかった。○左右のこんろのバーナーヘッド周辺や混合管内部に異常は認められなかった。 ●当該製品に異常は認められないことから、使用者が揚げ物調理をしてこんろを消し忘れたために調理油が過熱され、鍋とフタの隙間から出てきた天ぷら油の蒸気が発火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「火をつけたままの移動、外出、就寝禁止」の旨、警告表記されている。	
B1G15- 186	2015/03/04	2016/06/24	ガスこんろ(LPガス用)	福井県	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品には出火に至ったような異常は認められなかった。○使用者は水入れ皿に水を入れずにグリルで調理をし、火を消さずに外出した。○右側こんろの上には、油が入った鍋が置かれていた。 ●当該製品に出火に至ったような異常は認められず、水入れ皿に水を入れずにグリルで調理をし、火を消さずに外出したために、グリル内の食材に着火し、右側こんろ上の鍋の油に延焼し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたままの移動、外出、就寝禁止」の旨及び「グリル水入れ皿に必ず所定の水量の水を入れる」旨、警告表記されている。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1G15- 185	2015/03/06	2016/06/24	ガスふろがま(LPガス用)	千葉県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○浴槽に水位が循環口の上まで水を張り、当該製品のタイマーをセットし追い焚きを始めた後、通行人が出火を発見した。○循環ホース及び外壁の一部が焼損していたが、浴槽にはほとんど被害はなく、前板右上部にススの付着、左右側面上部に熱による変色があった。○現場では、当該製品の空だき防止装置が外れていたが、その経緯は不明。○浴槽内に水はなかった。○当該製品の空だき防止装置取付部は焼損していたが、空だき防止装置に焼損はなく正常に動作し、通常取り付けられている場所に取り付けたところ正常に取り付けることができ、押し込んで回転させないと外れることはなかった。 ●当該製品の空だき防止装置が外れていた経緯が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、浴槽の水が何らかの原因で抜け、空だき防止装置が外れていたために空だき状態となり、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G15- 184	2015/03/19	2016/06/24	ガスこんろ(LPガス用)	福岡県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○事故発生時、右こんろの点火操作を行ってその場を離れ、戻ってきたらグリル排気口から炎が出ていた。○右側器具栓に、ガス通路が開いていた痕跡は認められなかった。○当該製品のグリル庫内には炭化物や油脂が付着しており、過熱した痕跡が認められた。○使用者は、5か月間グリルの清掃を行っていなかった。 ●当該製品のグリル庫内に過熱した痕跡が認められることから、使用者が誤ってグリルを点火したため、空だき状態となり、グリル内部が過熱されて、付着した油脂等が発火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「グリル使用後は必ず手入れする。グリル水入れ皿にたまった脂や、調理物が燃えて火災のおそれがある。」旨、記載されている。	
B1G15- 183	2015/03/23	2016/06/24	ガス瞬間湯沸器(LPガス用、密閉式(FF式))	北海道	右記参照	〃	(火災)施設の厨房で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の熱交換器に大量のススが付着していた。 ○燃焼部の空気取り入れ口やノズル部に焼損した虫の死骸が詰まっていた。 ○排気管は熱により著しく変色し、断熱材に焼損が認められた。 ●当該製品の給気管から入り込んだ虫が空気取り入れ口やノズル部に詰まり不完全燃焼状態となったため、未燃ガスが排気管内部で燃焼し排気管が過熱し、断熱材が焼損したものと推定される。	使用期間：6年7か月
B1G15- 182	2015/03/24	2016/06/24	ガスこんろ(都市ガス用)	大阪府	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は当該製品のグリルで鶏肉を焼き、そのまま寝てしまった。○当該製品の設置場所の右側に焼損した段ボールと電子レンジがあり、当該製品の正面のグリル扉ガラスが取り外された状態であった。○グリル庫内の焼損が著しく、グリル焼き網に炭化物の塊が残っており、また受け皿には炭化物が多量に入っていた。○当該製品に出火に至る異常は認められなかった。 ●当該製品で鶏肉を調理していたことを忘れ放置したため、鶏肉及び受け皿に溜まっていた炭化物に引火し、グリル手前及び排気口から炎が機外に吹き出し、周辺の可燃物に着火したものと推定される。 なお、取扱説明書に安全上の注意として「燃えやすいものを近くに置かない、火を付けたまま就寝しない、グリルを使用するたびに必ず掃除する」旨、記載されている。	
B1G15- 181	2015/03/29	2016/06/24	ガスファンヒーター(LPガス用、開放式)	富山県	右記参照	〃	(火災、軽傷1名)当該製品を使用中、爆発を伴う火災が発生し、周辺が破損、1名が軽傷を負った。	○当該製品に出火に至ったような異常は認められなかった。○事故現場には破裂したエアゾール缶があった。○使用者はエアゾール缶を周辺に置き、当該製品を使用した状態で就寝していた。 ●当該製品の温風によってエアゾール缶の内圧が上昇し、エアゾール缶が破裂して内容物に引火したものと推定される。 なお、当該製品正面には、「爆発の恐れがあるため、スプレー缶を機器の近くに置かない」旨、警告表記されている。	
B1G15- 180	2015/03/30	2016/06/24	ガス給湯付ふろがま(都市ガス用、屋外式(RF式))	岐阜県	右記参照	〃	(CO中毒、軽症1名)当該製品の一酸化炭素(CO)濃度の測定作業を行ったところ、一酸化炭素中毒により1名が軽症を負った。	○ガス器具販売事業者の作業員が、当該製品の一酸化炭素濃度を測定したところ、測定限界を超えており、作業員が帰社後に頭痛を訴えたため病院で診察を受けたところ、一酸化炭素中毒と診断された。○当該製品は、設置後に当該製品を囲う小屋が増設されていたが、誰が小屋を増設したかは確認できなかった。 ●当該製品は、設置後に当該製品を囲う小屋が増設されていたため、排気ガスが滞留して不完全燃焼となり、発生した高濃度の一酸化炭素によって事故に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「屋外用なので屋内で使用しない」旨、事業者ホームページには、「屋外に設置された器具を増設などによって屋内状態にしない」旨、記載されている。	製造から20年以上経過した製品。 3月31日に経済産業省商務流通保安グループにて公表済。4月9日に消費者安全法に公表された重大事故等として公表済

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1G15- 179	2015/04/20	2016/06/24	ガスこんろ(都市ガス用)	北海道	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品で、フライパンの天ぷら油を加熱中、別の部屋で用事を足していたところ、当該フライパンから出火していた。○現場の焼損状況から、フライパンが置かれた右こんろ側から炎が立ち上がり、壁へ燃え広がった痕跡が認められた。○右こんろには、調理油過熱防止機能は付いていなかった。○当該製品の内部に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の調理油過熱防止機能が付いていない右こんろで、天ぷら油をフライパンで加熱中にその場を離れたため、天ぷら油が過熱し、出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「天ぷら、揚げ物をしているときはその場を離れない。調理中のものが異常過熱して火災の原因になる。」、「揚げ物を調理するときは、必ず標準バーナー(天ぷら油過熱防止機能付)を使用する。」旨、記載されている。	
B1G15- 178	2015/04/28	2016/06/24	ガスこんろ(LPガス用)	北海道	右記参照	〃	(火災、軽傷1名)当該製品を点火したところ、爆発し、周辺を破損し、1名が軽傷を負った。	○使用者が当該製品のグリルで魚を焼いている途中に火を消さずその場を離れ、戻った際にグリルから炎が上がっていたため消火器で消火し、当該製品を2～3時間放置した後、消火器の粉をふき取ろうとした際、誤って点火スイッチに触れ爆発した。○グリル庫内は焼損が著しく、グリル庫内から左側こんろ器具栓等へ延焼した痕跡が認められた。○左側こんろ器具栓等のガス接続部パッキンに、炭化が認められた。○内部の電気部品や配線に焼損が認められたことから、点火ができない状態であった。 ●当該製品のグリルで魚を焼いている途中にその場を離れたところグリルから出火した。消火器で消火後にそのまま放置していた間に、出火により熱劣化したガス接続部のパッキン部からガスが漏洩し、何らかの火源が引火し爆発したものと推定される。 なお、取扱説明書には「火をつけたまま機器から離れない。」旨、記載されている。	平成27年5月7日に経済産業省商務流通保安グループにて公表済。平成27年5月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済
B1G15- 177	2015/04/29	2016/06/24	ガスこんろ(LPガス用)	東京都	右記参照	〃	(火災、軽症1名)当該製品を操作したところ、爆発し、周辺を破損し、1名が軽傷を負った。	○当該製品の外観に、変形や異常な焼損箇所は認められなかった。○当該製品は、器具栓までのガス通路にガス漏れは認められなかった。○当該製品内部の器具栓に、ガス漏れや出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れや出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	平成27年5月7日に経済産業省商務流通保安グループにて公表済
B1G15- 176	2015/05/05	2016/06/24	ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、屋外式(RF式))	兵庫県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が起床後、当該製品のスイッチを入れ、お湯で顔を洗っていたところ、2～3分後にベランダ付近から破裂音を聞き、2～3分後にベランダ方向に赤い炎を見たので確認すると、物干し竿に干していた洗濯物が燃えており、その下でも落下した洗濯物等が燃え、当該製品も焼損した。○当該製品の排気口前方の斜め上約20cmの位置に物干し竿が設置されていた。○製品下部の電源コード等が焼損し外装の底部周辺にススの付着が認められた。○当該製品の内部に、電気的な発火やガス漏れによる異常燃焼の痕跡は認められなかった。○ガスメカ(電磁弁、能力切り替え電磁弁、比例弁)に異常は認められなかった。○当該製品の給排気経路に詰まりはなく、排気の抵抗となる異常は認められなかった。 ●当該製品は、本体内部に発火や過熱の痕跡はなく、給排気経路に異常はないことから、当該製品の斜め上方の物干し竿に干されていた洗濯物が吸気口を一時的に閉塞したため、排気口から炎が出て洗濯物に引火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「器具の上や周囲に燃えやすいものを置かない。」旨、注意表示が記載されている。	製造から20年以上経過した製品
B1G15- 175	2015/05/07	2016/06/24	ガスこんろ(都市ガス用)	奈良県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品のグリルで魚を焼いていたところ、グリル庫内より出火し当該製品を焼損した。○グリル庫内は長期間にわたりお手入れがなされておらず、内部に脂等が溜まっていた。 ●当該製品のグリル内部のお手入れがなされておらず、グリルで調理中に内部に溜まっていた脂等に着火したものと推定される。 なお、取扱説明書には「グリル使用後は必ずお手入れする。」旨、記載されている。	
B1G15- 174	2015/05/13	2016/06/24	ガスこんろ(LPガス用)	静岡県	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○台所付近の焼損が強く、当該製品以外に出火元は無かった。○当該製品は全体に焼損が著しく、器具栓も溶融していた。○溶融した器具栓は、内部のガス量調節閉止が「開」の位置であった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の器具栓が「開」の位置であったことから、こんろの火の消し忘れにより火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	事業者が重大製品事故として認識したのは平成27年6月19日

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1G15- 173	2015/05/18	2016/06/24	ガスこんろ(LPガス用)	福岡県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○事故当時、グリルで魚を調理し、グリル排気口上では、排熱を利用してフライパンで肉を調理していた。○事故発生時、グリル排気口から炎が出ていた。○事故発生時、当該製品のグリル水入れ皿に水を入れずに使用しており、水入れ皿上には炭化物や油脂が付着していて、過熱した痕跡が認められた。 ●当該製品のグリル水入れ皿に水が入っていない状態でグリルを使用し、排気口にフライパンが置かれていたことから、グリル水入れ皿が過熱され、溜まっていた油脂等が発火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「グリルを使用する時は、グリル水入れ皿に必ず所定の水量の水を入れ、使用中は常に水のある状態を保つ。グリル使用後は必ずお手入れする。グリル水入れ皿にたまった脂や、調理物が燃えて火災のおそれがある。」「グリル使用中、排気口の上にタオル、ふきんなどをのせない。不完全燃焼や火災の原因になる。」旨、記載されている。	平成27年6月4日に消費者安全法の重大事故等として公表済
B1G15- 172	2015/07/15	2016/06/24	ガスこんろ(都市ガス用)	兵庫県	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の上に焼損した円筒状の金属が認められた。○当該製品の上や側面に焼損後の樹脂状の残渣が認められた。○当該製品の横にあったガスホースに焼損が認められた。 ●当該製品の上に保温用ポットを載せた状態で当該製品を点火したため、保温用ポットの樹脂部が燃焼・溶融して垂れ落ち、当該製品及びガスホースが焼損したものと推定される。	
B2G15- 169	2015/12/30	2016/08/10	ガス給湯暖房機(給湯・暖房・ふろ兼用)	大阪府	フロントカバーの一部	なし	集合住宅の管理人が機器のフロントパネルが変形している事に気付き、ガス事業者の機器メンテナンス会社に連絡した。	---	
B2G15- 168	2015/12/24	2016/08/10	ガスふろがま	東京都	機内配線の一部焦げ	なし	機器使用中、機内配線の一部が焦げた。その後、使用できなくなった。原因は、長期使用でガス回路の部品が2次漏れを起こしたことによる。	---	
B2G15- 167	2015/12/21	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	北海道	一部破損	なし	何度か点火動作を繰り返したところ、異常着火し機器左右側面が変形した。	---	
B2G15- 166	2015/12/19	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	フロントカバー変形	なし	ガス事業者の協力企業がガス使用の申込のお客さま宅の点火確認を行なった際にふろがまが変形した。	---	
B2G15- 165	2015/12/18	2016/08/10	ガスオープン	神奈川県	ソフトコードとゴム管止め一部焼損	なし	需要家から「ガス栓付近に火が点いた」との連絡を受けた、ガス事業者が現場を訪問し、機器の予備ガス元栓(2口)からガスこんろに接続しているソフトコードとゴム管止めの一部に焦げがあることを確認した。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B2G15- 164	2015/12/17	2016/08/10	ガスファンヒーター	千葉県	家財家具の一部焦げ	軽度の火傷	ガスファンヒーター点火後、本体ガス接続部で火が着き、家財家具の一部を焦がした。	---	
B2G15- 163	2015/12/15	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	機器一部破損	なし	機器給排気部に外壁の養生シートを被せた状態で使用したため、正常に点火せず、機器内部に滞留したガスに引火し異常着火した。	---	
B2G15- 162	2015/12/14	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	神奈川県	外装ケースの変形	なし	ガス事業者がお客様より、臭気がするとの連絡を受け訪問したところ、風呂釜のケーシングが変形しているのを確認した。	---	
B2G15- 161	2015/12/14	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	外装ケースの変形	なし	ガス事業者の協力企業よりお客さま宅の風呂釜が変形しているとの連絡を受け、訪問したところ、風呂釜のケーシングが変形しているのを確認した。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B2G15- 160	2015/12/11 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	兵庫県	フロント カバーの 一部	なし	ガス事業者の定期保安巡回時に機器フロントカバー変形を確認し、ガス事業者が訪問し、当該機器本体のフロントカバー変形を確認した。	---	
B2G15- 159	2015/12/10	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	フロント カバーの 一部	なし	使用者様より連絡が入り、ガス事業者が訪問したところ、当該機器本体の前板変形を確認した。	---	
B2G15- 158	2015/12/10	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	フロント カバーの 一部	なし	ガス事業者は、建物管理人及び塗装業者より、他室の確認依頼を受け、当該機器本体の前板変形を確認した。	---	
B2G15- 157	2015/12/09 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	機器 ケーシング ゲータ部 変形	なし	定期保安点検で訪問したお客様宅の当該機器ケーシングの一部が変形していることを確認。原因は、点火操作を繰り返したことで機内に滞留した未燃ガスが異常着火したものと推測。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B2G15- 156	2015/12/09	2016/08/10	ガス瞬間湯沸器(元止式)	新潟県	当該製品底部の一部と、ガスゴム管の一部焼損	なし	当該製品下部より火が出たため消火した。当該製品へのガスの接続不良により漏えいしたガスが着火したものと推定した。	---	
B2G15- 155	2015/12/08 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	機器ケーシング一部変形	なし	定期保安点検で訪問したお客様宅の当該機器ケーシングの一部が変形していることを確認。原因は、点火操作を繰り返したことで機内に滞留した未燃ガスが異常着火したものと推測。	---	
B2G15- 154	2015/12/08 知	2016/08/10	ガス瞬間湯沸器(先止式)	埼玉県	外装変形	なし	ガス事業者が定期保安点検の為訪問した際に当該機器のフロントカバー変形を確認した。	---	
B2G15- 153	2015/12/08	2016/08/10	ガス瞬間湯沸器(元止式)	岡山県	製品毀損	なし	当該製品の前面操作部周辺が焼損した。当該製品はガス漏れはなく、製品に起因したのではないと判断したが、発火源の特定には至らなかった。	---	
A2G15- 152	2015/12/07	2016/08/10	ガスこんろ	福岡県	製品毀損	なし	当該製品使用中に製品内部から炎が見えた。原因は製造不良によるものであるが、調査、検証の結果、多発性は無いと判断した。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

製品事故(A2, B1, B2) ガス機器

2017/12/21

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B2G15- 151	2015/12/06	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	機器ケーシングの一部変形	なし	修理依頼で訪問したお客様宅の当該機器ケーシングの一部が変形していることを確認。原因は、点火操作を繰り返したことで機内に滞留した未燃ガスが異常着火したものと推測。	---	
B2G15- 150	2015/12/04 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	外装変形	なし	ガス事業者の協力企業がガスの使用申込みのお客様宅の風呂釜の外装が変形しているのを見つけた。	---	
B2G15- 149	2015/11/26 知	2016/08/10	ガス瞬間湯沸器(先止式)	神奈川県	フロントカバーの一部	なし	ガス事業者の協力企業が機器点検で訪問の際、当該機器の変形を確認した。	---	
B2G15- 148	2015/11/26 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	外装ケーシングの変形	なし	ガス事業者の協力企業が修理に訪問した際に、機器外装ケーシングの変形を発見した。	---	
B2G15- 147	2015/11/25 知	2016/08/10	ガス給湯暖房機(給湯・暖房・ふろ兼用)	東京都	フロントカバーの一部	なし	ガス事業者の協力企業が定期保安点検時給湯器のフロントカバーの変形している事を確認した。	---	
B2G15- 146	2015/11/24	2016/08/10	ガス栓(二口コンセント)	大阪府	当該ガス栓の一部とガス栓	なし	未接続のガス栓の誤開放により、漏えいしたガスにコンロのバーナーの炎が引火したことにより着火に至ったと推定される	---	
B2G15- 145	2015/11/18 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	兵庫県	フロントカバーの一部変形	なし	ガス事業者の行う定期保安巡回の際、当該機器の変形を確認した。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B2G15- 144	2015/11/18 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	外装の 一部変 形	なし	ガス事業者が定期保安点検業務を通じて、当該機器の外装変形を確認した。	---	
B2G15- 143	2015/11/18	2016/08/10	ガス給湯暖房機(給湯・暖房・ふろ兼用)	兵庫県	フロント カバーの 一部	なし	お湯が出ない事から顧客より塗装業者へ連絡。塗装業者からガス事業者へ連絡が入り、ガス事業者が訪問したところ、当該機器本体の前板変形を確認した。	---	
B2G15- 142	2015/11/14	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	神奈川県	器具内 焼損	なし	ガス事業者の協力企業が修理訪問した際、当該機器の器具内焼損を確認した。	---	
B2G15- 141	2015/11/13 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	機器 ケーシ ング部 変形	なし	定期保安点検で訪問したお客様宅の当該機器ケーシングの一部が変形していることを確認。原因は、点火操作を繰り返したことで機内に滞留した未燃ガスが異常着火したものと推測。	---	
B2G15- 140	2015/11/13 知	2016/08/10	ガス瞬間湯沸器(先 止式)	東京都	フロント カバーの 変形	なし	ガス事業者の協力業者が定期保安点検で訪問の際、当該機器の変形を確認した。	---	
B2G15- 139	2015/11/11 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	機器 ケーシ ング部 変形	なし	定期保安点検で訪問したお客様宅の当該機器ケーシングの一部が変形していることを確認。原因は、点火操作を繰り返したことで機内に滞留した未燃ガスが異常着火したものと推測。	---	
B2G15- 138	2015/11/05 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	千葉県	機器一 部破損	なし	ふろ釜の点火動作を繰り返したため、異常着火した。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B2G15- 137	2015/11/01	2016/08/10	ガスこんろ	大阪府	無	軽傷 (火傷)	揚げ物調理後、フライパンに手を添えずに調理物を取り出していたため、フライパンのバランスが崩れ、フライパンが床に落下した。	---	
B2G15- 136	2015/10/29	2016/08/10	ガス給湯暖房機(給湯・暖房・ふろ兼用)	広島県	フロントカバーの一部	なし	お客さまが給湯暖房機使用時に異常着火にてPS扉変形と機器前板外れを確認し、ガス事業者へ連絡を入れ、当該事象を現場にて確認した。	---	
B2G15- 135	2015/10/28	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	埼玉県	外装パネルの変形	なし	ガス供給開始時の燃焼試験実施中に種火がなかなか点火せず、何回か点火レバーを回転させたところ異常着火が起き当該機器の前面カバーが変形していた。	---	
B2G15- 134	2015/10/24 知	2016/08/10	ガス給湯暖房機(給湯・暖房・ふろ兼用)	東京都	フロントカバー、外装ケースの変形	なし	風呂自動運転中にお湯がぬるいので、機器の配管を確認に行ったところ、大きな音と共に機器の外装が変形した。	---	
B2G15- 133	2015/10/23	2016/08/10	ガス給湯暖房機(給湯・暖房・ふろ兼用)	兵庫県神戸市	外装部品の変形	なし	・ガス事業者殿の開栓作業時にて給湯器外装部(前板)の変形を発見、何らかの要因により、給湯器が排気閉塞状態となり、点火操作時に異常着火が起こり外装の変形に至ったと推定。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B2G15- 132	2015/10/23 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	機器ケーシング一部変形	なし	定期保安点検で訪問したお客様宅の当該機器ケーシングの一部が変形していることを確認。原因は、点火操作を繰り返したことで機内に滞留した未燃ガスが異常着火したものと推測。	---	
B2G15- 131	2015/10/23	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	栃木県	外装ケースの変形	なし	使用者宅の風呂釜が使用中に変形したとの連絡をガス事業者が受け、訪問したところ、風呂釜のケーシングが変形しているのを確認した。	---	
B2G15- 130	2015/10/20 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	神奈川県	機器ケーシング一部変形	なし	定期保安点検で訪問したお客様宅の当該機器ケーシングの一部が変形していることを確認。原因は、点火操作を繰り返したことで機内に滞留した未燃ガスが異常着火したものと推測。	---	
B2G15- 129	2015/10/20	2016/08/10	ガスこんろ	茨城県	なし	なし	グリルの庫内が発火した。製品に異常はなく、グリル庫内に溜まった油脂が発火したものと推定した。	---	
B2G15- 128	2015/10/14	2016/08/10	ガス迅速継手(ゴム管ソケット)	大阪市	なし	なし	クッキングテーブル使用時、ガス接続部周辺より発火し迅速継手の一部を焼損したもの、長期間の使用によるゴムの劣化とプラグとの着脱動作にてコンセントパッキンに亀裂が発生し漏えいした微量のガスにクッキングテーブルの炎が引火したものと推定。	---	
B2G15- 127	2015/10/05	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	神奈川県	機器ケーシング一部変形	なし	修理依頼で訪問したお客様宅の当該機器ケーシングの一部が変形していることを確認。原因は、点火操作を繰り返したことで機内に滞留した未燃ガスが異常着火したものと推測。	---	
B2G15- 126	2015/10/03 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	京都府	フロントカバーの一部	なし	ガス事業者の定期保安巡回時に機器前板変形を確認し、ガス事業者が訪問し、当該機器本体の前板変形を確認した。	---	
B2G15- 125	2015/10/01	2016/08/10	ガス瞬間湯沸器(先止式)	京都府	フロントカバー、外装ケースの一部変形。	なし	ガス事業者へ使用者から連絡が入り、ガス事業者が到着後、当該機器のフロントカバーの変形を確認した。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B2G15- 124	2015/09/30	2016/08/10	ガスこんろ	鹿児島県	製品毀損	なし	当該製品を使用中に当該製品の右下付近から発火した。当該製品の下にあった可燃物が発火し、当該製品の一部を焼損させたものと推定した。	---	
B2G15- 123	2015/09/28	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	神奈川県	一部器具破損	なし	ふろ釜の点火動作を繰り返し行なったため、異常着火した。	---	
B2G15- 122	2015/09/27	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	千葉県	外装ケースの変形	なし	ガス事業者が使用者宅の風呂釜が使用中に変形していたとの連絡を受け、訪問したところ、風呂釜のケーシングが変形しているのを確認した。	---	
B2G15- 121	2015/09/25 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	神奈川県	外装変形	なし	使用者が点火操作を行ったところ、口火が着火せず繰り返し操作した際、大きな音がして、機器ケーシングが変形した。	---	
B2G15- 120	2015/09/25 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	外装変形	なし	ガス事業者の協力企業が機器修理に伺った際に、機器のケーシングが変形しているのを確認した。使用者は時期は覚えていないが、以前から変形には気付いていたとのこと。	---	
B2G15- 119	2015/09/24	2016/08/10	ガスこんろ	岩手県	製品毀損	なし	当該製品を使用中に消火し、再使用が不能となった。当該製品の下にあった可燃物が燃焼し、当該製品の配線を焼損させたものと推定した。	---	
B2G15- 118	2015/09/21 知	2016/08/10	ガスふろがま	神奈川県	機器ケーシング一部変形	なし	定期保安点検で訪問したお客様宅出当該機器ケーシングの一部が変形していることを確認。原因は、点火操作を繰り返したことで機内に滞留した未燃ガスが異常着火したものと推測。	---	
B2G15- 117	2015/09/20	2016/08/10	ガスこんろ	大阪府	製品一部毀損	なし	製品内部から発火し、製品の一部が焼損した。著しい煮こぼれにより製品内部が腐食したことが原因と推定した。	---	
B2G15- 116	2015/09/19 知	2016/08/10	ガス給湯暖房機(給湯・暖房・ふろ兼用)	兵庫県	フロントカバーの一部	なし	ガス事業者の協力企業が修理時機器前板変形を確認し、ガス事業者が訪問し、当該機器本体の前板変形を確認した。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B2G15- 115	2015/09/14	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	外装(フロントカバー)変形	なし	お客様より、風呂釜が点火し難く何度か繰り返し点火操作を行なったところボンと音がした。連絡を受けガス供給事業者が訪問し、当該機器フロントカバーの変形を確認した。	---	
B2G15- 114	2015/09/11	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	神奈川県	一部器具破損	なし	種火を着けようとしたが、着かず、間を置かず点火動作を行なったため、異常着火した。	---	
B2G15- 113	2015/09/10 知	2016/08/10	ガス瞬間湯沸器(先止式)	神奈川県	フロントカバーの一部	なし	ガス事業者が定期保安点検で訪問の際、当該機器の変形を確認した。	---	
B2G15- 112	2015/09/07	2016/08/10	ガスふろがま	福岡県	器具一部変形	なし	需要家が点火操作を繰り返したところ、異常着火し機器の横カバーが変形した。集合住宅で外壁の塗装工事を行った業者が当該機器の給排気筒に被せた養生シートを外し忘れた状態であった。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B2G15- 111	2015/09/05 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	機器ケーシング一部変形	なし	定期保安点検で訪問したお客様宅の当該機器ケーシングの一部が変形していることを確認。原因は、点火操作を繰り返したことで機内に滞留した未燃ガスが異常着火したものと推測。	---	
B2G15- 110	2015/09/04	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	神奈川県	一部器具破損	なし	種火を点けようとしたが、なかなか点かず何回か点火動作を行ない、再度点火動作を行ったところ異常着火した。	---	
B2G15- 109	2015/09/03 知	2016/08/10	ガス瞬間湯沸器(先止式)	東京都	フロントカバーの一部	なし	ガス事業者の協力企業が定期保安点検に訪問した際に、当該機器の変形を確認した。	---	
B2G15- 108	2015/08/31	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	埼玉県	外装ケースの変形	なし	機器を使用した際に、異常着火し、外装ケースの変形を確認した。	---	
B2G15- 107	2015/08/27 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	機器ケーシング一部変形	なし	定期保安点検で訪問したお客様宅の当該機器ケーシングの一部が変形していることを確認。原因は、点火操作を繰り返したことで機内に滞留した未燃ガスが異常着火したものと推測。	---	
B2G15- 106	2015/08/26 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	神奈川県	フロントカバーの一部	なし	ガス事業者が定期保安点検で訪問の際、当該機器の変形を確認した。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B2G15- 105	2015/08/06	2016/08/10	ガス瞬間湯沸器(先止式)	北海道	無	なし	需要家より、お湯を出したら本体のカバーが変形したとの連絡を受けたガス事業者が現場を訪問し、給湯器のケーシング変形を確認された。需要家への問診では、給湯使用中に途中失火エラーを繰り返したが、繰り返し出湯操作を繰り返したところ、異常着火したとのこと。	---	
B2G15- 104	2015/08/26 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	機器ケーシング一部変形及び一部	なし	ガス開栓で訪問したお客様宅の当該機器ケーシングの一部が変形していることを確認。原因は、点火操作を繰り返したことで機内に滞留した未燃ガスが異常着火したものと推測。	---	
B2G15- 103	2015/08/26 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	機器ケーシング一部変形及び、一部配線焦	なし	修理依頼訪問宅で機器ケーシングの一部変形及び一部配線の焦げを確認。原因は、点火操作を繰り返したことで異常着火し変形した。また、口火ガス通路(2次側)が腐食し微量ガス漏れが発生した。漏れたガスが引火し配線を焦がしたものと推測。	---	
B2G15- 102	2015/08/26	2016/08/10	ガス迅速継手(ゴム管ソケット)	神奈川県	なし	なし	用務員室のガステーブルでお湯を沸かして使用した際に、ガス栓付近に火がついた為、濡れ雑巾を被せて消火した。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B2G15- 101	2015/08/28 知	2016/08/10	ガス瞬間湯沸器(先 止式)	東京都	フロント カバー変 形	なし	ガス事業者様が、ガスお申込みのあったお客様 宅で、給湯器のフロントカバーが変形しているこ とを確認された。	---	
B2G15- 099	2015/08/24	2016/08/10	ガス瞬間湯沸器(先 止式)(FE式)	静岡県	機器焼 損	なし	機器を使用中に異音が生じたため、一度使用をや め、再度使用した際機器が焼損した。高圧コード の損傷が原因と推測した。	---	
B2G15- 098	2015/08/22	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	茨城県	外装 ケースの 変形	なし	ガス事業者がガス設備の定期保安点検時にお 客様宅のCF式風呂釜のケーシング変形を確認 した。お客様からは、口火が点火し難く点火操作 を繰り返したところ、大きな音がして機器が変形 したとのことを伺った。	---	
B2G15- 097	2015/08/13	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	群馬県	製品汚 損	なし	長期使用により熱交換器フィンに詰まりが進行 し、未燃ガスが排気口から出て燃焼し、排気口 付近が変色したものと推定した。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B2G15-096	2015/08/16	2016/08/10	ガス迅速継手(ゴム管用ソケット)	神奈川県	機器の一部焼損	なし	ガスコンロを使用した際にガス栓付近に火が着いたもの。原因はゴム管接続用のガス栓ホースエンドロにゴム管用ソケットを接続したため、漏洩したガスにコンロの炎が引火したものと推定。	---	
B2G15-095	2015/08/11	2016/08/10	ガスこんろ	千葉県	無し	右前腕部を火傷(軽傷)	当該製品の点火操作時に異常着火し、右前腕部を火傷した。バーナー部に水滴が付いたことによる点火不良と繰り返しの点火操作による未燃ガスの滞留が原因と推定した。	---	
B2G15-094	2015/08/06	2016/08/10	ガスふろがま	大阪府	無	なし	需要家よりガス事業者様に「風呂使用時に黒いススのような煙が出て、点火確認窓付近が赤くなった。」との連絡が入り、現場確認すると、機器内部の配線焼損を確認したとの事。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B2G15- 093	2015/08/04	2016/08/10	ガス貯湯湯沸器	大阪府	機器一部変形	なし	機器交換後、一度使用した後、エラーが発生し、機器確認したところ、外装および燃焼部部品に変形が確認できた。排気の閉塞により異常着火したものと推定。	---	
B2G15- 092	2015/08/02	2016/08/10	ガス瞬間湯沸器(先 止式)	京都府	本体前 板一部 焼損	なし	消防から、給湯器付近より出火した事故の連絡を受けたガス事業者が現場に出勤し、給湯器上部に設置してあるエアコン冷媒カバーの焦げと、給湯器前板部の一部変色を確認されるとともに、当該機器の点火不良現象を確認された。	---	
B2G15- 091	2015/07/31	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	秋田県	機器一 部破損	なし	ふろ釜を誤って空焚きしたことで安全装置が働いて消火し、空焚きによりふろ釜やゴム製循環パイプを過熱した際に発生した臭いをガス臭と勘違いしたものと推測されます。	---	
B2G15- 090	2015/07/28	2016/08/10	ガスこんろ(卓上型)	群馬県	機器焼 損	なし	ガステーブルこんろの魚焼きグリルで魚を焼いていたことを忘れて外出し、1時間余りして帰宅したところ、火災に至っており、部屋は真っ黒の煙で充満していた。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B2G15- 089	2015/07/23	2016/08/10	ガスこんろ	大阪府	機器の一部焼損	なし	2015年3月か4月頃、機器使用中、裏側から煙が出た。裏側を確認すると焦げ後があったので以後使用していない。原因は接続部の部品(ゴム)の長期使用による劣化により微量にガスが漏洩したものと推定します。	---	
B2G15- 088	2015/07/22	2016/08/10	ガスこんろ	東京都	機器の一部焼損	なし	機器を1時間程度連続使用していたところ、トッププレート付近で熱を感じたため、修理依頼し、確認したところ、内部配線の一部に焦げがあることを確認したもの。機器を設置したキャビネット内の負圧によりバーナー炎が機器内に引っ張られたものと推定。	---	
B2G15- 087	2015/07/21	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	神奈川県	外装ケースの変形	なし	ガス事業者の協力企業より使用者宅の風呂釜が変形しているとの連絡を受け、訪問したところ、風呂釜のケーシングが変形しているのを確認した。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B2G15- 086	2015/07/20	2016/08/10	ガスこんろ	東京都	機器一部焼損	なし	ガス事業者が、機器交換の見積もりを依頼された需要家で、ビルトインこんろ内部配線の一部が焦げていることを確認された。	---	
B2G15- 085	2015/07/13	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	外装ケースの変形	なし	点火の際、点火操作を繰り返したところ、大きな音がして機器が変形した。	---	
B2G15- 084	2015/07/05 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	器具内部焼損	なし	ガス事業者が修理依頼を受け訪問したところ、当該機器内部に焦げた跡を確認した。	---	
B2G15- 083	2015/07/03	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	和歌山県	外装パネルの変形	なし	点火操作時に異常着火した。	---	
B2G15- 081	2015/06/17	2016/08/10	ガスこんろ	長崎県	危惧毀損	なし	機器内部より発火した。過度の煮こぼれにより、ガス通路部の一部が腐食したものと推定した。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B2G15- 080	2015/06/15	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	外装 ケースの 変形	なし	点火の際、操作を繰り返したところ、大きな音がして機器が変形した。連絡を受けガス事業者が出動、訪問したところ、風呂釜のケーシングが変形しているのを確認した。	---	
B2G15- 079	2015/06/18 知	2016/08/10	ガス給湯暖房機(給湯・暖房・ふろ兼用)	埼玉県	フロント カバーの 変形	なし	当該建物の他室の給湯暖房機の保守点検に訪問した際に、管理人からお客様は不在であるが確認要請を受けた当該室を訪問し、給湯暖房機のフロントカバー変形を発見した。	---	
B2G15- 078	2015/06/12 知	2016/08/10	ガス給湯暖房機(給湯・暖房・ふろ兼用)	埼玉県	フロント カバー、 外装 ケースの 変形	なし	給湯暖房機の保守点検に訪問した際に当該機器のフロントカバー、及び外装の変形を発見した。	---	
B2G15- 077	2015/06/12 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	愛知県	機器一 部破損	なし	口火の点火操作を繰り返したところ、機器内に滞留した未燃ガスに異常着火してケーシングが変形した	---	
B2G15- 076	2015/05/27	2016/08/10	ガス迅速継手(ゴム管用ソケット)	東京都	機器の 一部焼 損	なし	ガステーブルを使用した際にガス栓付近に火が着いたため、水をかけて消火し、ガス栓を閉止した。原因はホースエンド接続用のガス栓にゴム管用ソケットを接続したため、漏洩したガスにコンロの炎が引火したものと推定。	---	
B2G15- 075	2015/05/27	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	北海道	外装 ケースの 変形	なし	風呂を沸かそう点火操作を繰り返し行なったところ大きな音がしたとの通報を受けガス事業者が出動、訪問したところ、風呂釜のケーシングが変形しているのを確認した。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B2G15- 074	2015/05/26 知	2016/08/10	ガス給湯暖房機(給湯・暖房・ふろ兼用)GTH-2444SAWX6H-H(135-N536)	兵庫県	フロントカバー変形	なし	ガス事業者から連絡が入り、ガス事業者が到着後、当該機器のフロントカバー変形を確認した。	---	
B2G15- 073	2015/05/25 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	フロントカバーの一部変形	なし	ガス事業者の行う定期保安点検の際、当該機器の変形を確認した。	---	
B2G15- 072	2015/05/22	2016/08/10	ガス迅速継手(ゴム管用ソケット)	東京都	機器の一部焼損	なし	調理実習中、ガステーブルを使用した際にゴム管用ソケット付近に火が着いたため、濡れタオルをかけて消火した。原因はゴム管用ソケットとガス栓が不完全な接続状態であったため、漏洩した微量なガスにコンロの炎により引火したものと推定。	---	
B2G15- 071	2015/05/19 知	2016/08/10	ガスこんろ	神奈川県	機器一部焼損	なし	需要家の修理依頼により訪問したガス事業者が、当該機器の内部部品及び配線に焦げがあるのを確認された。需要家によると、過去に右バーナー付近に鍋の水を多量にこぼしてしまい、何度か点火操作を繰り返したことがあったとのこと。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B2G15- 070	2015/05/18 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	フロントカバーの一部	なし	ガス事業者の行う定期保安点検の際、当該機器の変形を確認した。	---	
B2G15- 069	2015/05/18	2016/08/10	ガス栓(LBヒューズ)	東京都	ソフトコード・傷付き防止ガス栓キャップの一部 焦げ、ゴム管止め	なし	ガステーブルを使用する際に不使用側のガス栓を誤開放し、傷付き防止ガス栓キャップが不完全な状態で取付いていたため、過流出安全機構が作動しない程度の微量のガスが漏出した。その状態でガステーブルを使用したため、点火スパークもしくは燃焼炎が漏出した未燃ガスに引火。	---	
B2G15- 068	2015/05/16 知	2016/08/10	ガス瞬間湯沸器(先止式)	埼玉県	フロントカバーの一部	なし	ガス事業者の協力企業が保安点検時に訪問した使用者宅の給湯器が変形しているとの連絡を受け、ガス事業者が訪問の際、当該機器の変形を確認した。	---	
B2G15- 067	2015/05/14 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	機器ケーシング一部変形	なし	定期保安点検で訪問したお客様宅の当該機器ケーシングの一部が変形していることを確認。原因は、点火操作を繰り返したことで機内に滞留した未燃ガスが異常着火したものと推測。	---	
B2G15- 066	2015/05/09 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	フロントカバーの一部	なし	ガス事業者の行う定期保安点検の際、当該機器の変形を確認した。	---	
B2G15- 065	2015/05/07	2016/08/10	ガス迅速継手(器具用ソケット・ゴム管用プラグ)	京都府	機器の一部焼損	なし	2015年3月頃、当該迅速継手を接続した一口コンロに鉄板を乗せて調理していたところ、鉄板に当たった火炎が跳ね返り接続部で炎が上がったもの。	---	
B2G15- 064	2015/05/04	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	埼玉県	一部器具破損	なし	種火を点けようとしたが、なかなか点かず何度も点火動作を行ない、再度点火動作を行ったところ異常着火した。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B2G15- 063	2015/05/02 知	2016/08/10	ガス瞬間湯沸器(先 止式)	東京都	一部変 形	なし	ガス事業者が定期保安点検の為訪問した際に 当該機器のフロントカバー変形を確認した。	---	
B2G15- 062	2015/04/30 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	外装変 形	なし	ガス事業者の協力企業より、機器修理に訪問し たお客様宅の風呂釜が変形しているとの連絡を 受け訪問したところ当該機器のケーシングが変 形している事を確認した。	---	
B2G15- 061	2015/04/29	2016/08/10	ガスこんろ	兵庫県	器具焼 損	なし	グリル水受け皿に溜まった脂、食材かすが発火 し、製品が毀損した。	---	
B2G15- 060	2015/04/27	2016/08/10	ガスこんろ	大阪府	機器の 一部焼 損	なし	2014年9月頃、機器使用中に「ボン」と異音がし 迅速継手部より煙が上がったため、以後使用し ていない。原因は接続部の部品(ゴム)の長期使 用による劣化により微量にガスが漏洩したものと 推定します。	---	
B2G15- 059	2015/04/27	2016/08/10	ガス瞬間湯沸器(開放 式)	香川県	製品毀 損	なし	当該製品下部から発火した。ガス接続口と強化 ガスホースの接続部に気密不良があったと推 測。	---	
B2G15- 058	2015/04/27 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	フロント カバーの 一部	なし	ガス事業者の協力企業が使用者のふろ釜が変 形しているとの連絡を受け、ガス事業者が訪問 の際、当該機器の変形を確認した。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B2G15- 057	2015/04/22	2016/08/10	ガスこんろ(組込型)	大阪府	機器一部焼損	なし	需要家から、ガスこんろを点火したところスイッチ裏より火が出たとの連絡を受け、ガス事業者が訪問しました。需要家によると、ガスこんろ使用中、右こんろ器具栓の隙間から着火した、とのこと。	長期使用(約20年)により器具栓(バルブロッド)に使用しているリングのグリスが減少したことから、バルブロッドとの摩擦によってリングの内面が摩耗したためガス漏れが生じ、漏れたガスにバーナーの火が引火し、焼損したものと推定される。	
B2G15- 056	2015/04/20 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	機器ケーシング一部変形	なし	ガス開栓で訪問したお客様宅の当該機器ケーシングの一部が変形していることを確認。原因は、点火操作を繰り返したことで機内に滞留した未燃ガスが異常着火したものと推測。	---	
B2G15- 055	2015/04/16 知	2016/08/10	ガス瞬間湯沸器(先止式)	神奈川県	フロントカバーの一部	なし	お客様が当該機器の変形に気づき、ガス事業者に連絡した	---	
B2G15- 054	2015/04/16 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	埼玉県	フロントカバーの一部	なし	ガス事業者が定期保安点検で訪問の際、当該機器の変形を確認した。	---	
B2G15- 053	2015/04/15	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	外装ケースの変形	なし	お客様より、風呂釜の点火時に大きな音がして機器が変形したとの連絡を受けた。ガス事業者の緊急部署が訪問し、お客様宅の風呂釜の外装ケースが変形しているのを確認した。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B2G15- 052	2015/04/12	2016/08/10	ガス炊飯器(業務用)	奈良県	器具汚損	なし	道の駅の飲食店厨房にて、作業台下の床から配管された中間ガス栓[5口]に接続されたゴムホースを焼損し、業務用炊飯器設置用棚板および業務用炊飯器を汚損する小火火災が発生した。	ガス炊飯器に異常は見られず、事故品が接続されていたガス栓付近からガスが漏れて引火したものと推定されるが、出火に至る経緯が不明であり、原因の特定はできなかった。	
B2G15- 051	2015/04/08	2016/08/10	ガス瞬間湯沸器(元止式)	秋田県	無	軽傷(火傷)	当該製品の点火時に製品下部から炎が出て火傷を負った。何らかの要因で点火がし難い状況下、繰り返し点火操作を行ったため、滞留したガスが着火したものと推定した。	製品にガス漏れ等異常が認められないことから、被害者が点火操作を繰り返したことで、機器内部に未燃ガスが滞留して異常着火し、本体下部から炎があふれ出て、腕に火傷を負ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「点火しないときは操作ボタンを押して消火の状態にし、しばらく(10~20秒)待つてから再度点火操作する」旨、記載されている。(NITE)【E2】	
B2G15- 050	2015/04/07	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	神奈川県	なし	なし	ふろ釜の種火を点火後、点火つまみを本火に移した数十秒後に大きな音がした。	---	
B2G15- 049	2015/04/05	2016/08/10	ガスこんろ	兵庫県	機器の一部焼損	なし	ビルトインコンロ内蔵のガス栓に炊飯器のガス栓を接続したところ、機器内部より出火した。	---	
B2G15- 048	2015/04/04 知	2016/08/10	ガス給湯暖房機(給湯・暖房・ふろ兼用)	大阪府	フロントカバー変形	なし	ガス供給事業者の機器メンテ協力店が機器点検に訪問した際に当該機器のフロントカバー変形を発見した。	---	
B2G15- 047	2015/03/13 知	2016/08/10	ガス瞬間湯沸器(元止式)	兵庫県	近接の換気扇フィルター焼損	なし	お客さまより湯沸し器の異常着火で修理受付、現場確認したところ近接の換気扇フィルターの焼損が確認できたもの。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
A2G15- 046	2015/03/15	2016/08/10	ガスこんろ	香川県	器具毀損	なし	グリル発火	---	
B2G15- 045	2015/03/17 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	フロントカバーの一部	なし	ガス事業者が定期保安点検で訪問の際、当該機器の変形を確認した。	---	
B2G15- 044	2015/03/17 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	千葉県	外装変形	なし	ガス事業者が修理訪問した際に当該機器の外装変形を確認した。	---	
B2G15- 043	2015/03/13	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	神奈川県座間市	フロントカバーの変形	なし	点火操作中に異常着火した。	---	
B2G15- 042	2015/03/12	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	埼玉県	外装一部変形	なし	使用者がふろがまの点火操作を繰り返したところ大きな音と共に外装が変形した。	---	
A2G15- 041	2015/03/11	2016/08/10	ガスふろバーナー	大阪府	器具焼損	なし	追い焚き操作をした際にガス臭気に気付いた。翌朝ガス業者に連絡し、機器に焼損跡が確認された。	---	
B2G15- 039	2015/03/09 知	2016/08/10	ガス瞬間湯沸器(先止式)	群馬県	一部変形	なし	ガス事業者が定期保安点検の為訪問した際に当該機器のフロントカバー変形を確認した。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B2G15- 038	2015/03/09	2016/08/10	ガス瞬間湯沸器(先 止式)	福島県	本体前 板一部 焼損	なし	需要家からの連絡を受け、ガス事業者が訪問したところ、給湯器の本体前板中央部に焼けた穴があり、パイプシャフト扉に焼けた跡が確認されました。	長期使用(約24年)により腐食した熱交換部の伝熱管から水が漏れ、燃焼室フランジ部に腐食穴が開いたため、漏れた排気でフロントカバーが損傷したものと推定される。	
B2G15- 037	2015/03/08	2016/08/10	ガス迅速継手(ゴム管 用ソケット)	東京都	機器の 一部焼 損	なし	こんろを使用時に、ガス栓とホースの接続ぶに火が着いたため濡れ雑巾を被せて消火したとのこと。原因はゴム管用ソケットとガス栓の間に異物を挟み接続したため、漏洩した微量なガスにコンロ点火時の炎により引火したものと推定。	---	
B2G15- 036	2015/03/06 知	2016/08/10	ガス給湯暖房機(給 湯・暖房・ふろ兼用)	神奈川 県	フロント カバー変 形	なし	ガス供給事業者の協力企業がガス開栓に訪問した際に当該機器のフロントカバー変形を発見した。	---	
B2G15- 035	2015/02/28 知	2016/08/10	ガス瞬間湯沸器(先 止式)	東京都	フロント カバー、 外装 ケースの 一部変	なし	ガス開栓訪問時にRF式給湯器のフロントカバーが変形していることを発見した。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B2G15- 034	2015/02/27	2016/08/10	ガス炊飯器(業務用)	東京都	配線一 部焦げ	なし	・ガス事業者様が飲食店へ「点火できなくなった」 とのことで機器修理に訪問した際、店舗厨房の 業務用炊飯器内部の配線及び部品に一部焦げ があることを発見されました。	---	
B2G15- 033	2015/02/26 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	大阪府	フロント カバー外 れ	なし	ガス事業者が点検依頼を受け訪問したところ、 当該機器のフロントカバー下部が外れている事 を確認した。	---	
B2G15- 032	2015/02/25	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	兵庫県	外装 ケース、 フロント カバーの 変形	なし	点火操作中に異常着火した。	---	
A2G15- 031	2015/02/24	2016/08/10	ガスこんろ	神奈川県	なし	小指 の切 創	ガスこんろにて調理後、当該機器の天板部分を 清掃していた際に小指に切創を負われた。	---	
B2G15- 030	2015/02/21 知	2016/08/10	ガスふろがま	東京都	外装 ケースの 変形	なし	定期保安点検に伺った際に、ふろがまの外装が 変形しているのを発見した。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
A2G15- 029	2015/02/18	2016/08/10	ガスふろパーナー	兵庫県	器具焼損	なし	追い焚き操作をしたが湯温が上がらない為、釜を確認したところ漏洩音に気付いた。ガス事業者の確認で焼損跡のある機器が発見された。	---	
B2G15- 028	2015/02/17	2016/08/10	ガス瞬間湯沸器(元止式)	福島県	無し	なし	ガス接続の知識のない所有者(無資格者)本人が当該製品の設置を行ったため、ガス接続部よりガスが漏えいし、漏えいしたガスが着火した。	被害者がシール材を使用せずにガス配管の接続を行ったため、ガス漏れが生じ、点火操作時に引火し、電池ケースを焦がしたものと推定される。なお、取扱説明書には、「ガス接続工事は、ガス供給業者又は有資格者が行う。」旨、記載されている。(NITE)【E3】	
B2G15- 027	2015/02/15	2016/08/10	ガス栓(LB2口)	福島県	ソフトコード・安全バンド・ガス栓ゴムキャップ	なし	ガスコンロに接続されていないガス栓(コンセントガス栓側)を使用者が誤って全開にしてしまい、ガス栓に取付けられたゴムキャップの取付けが不完全だったため微量に漏れたガスにガスコンロの火が着火。	---	
B2G15- 026	2015/02/14 知	2016/08/10	ガス瞬間湯沸器(先止式)	東京都	フロントカバーの一部	なし	ガス事業者が定期保安点検に訪問した際に、当該機器の変形を確認した。	---	
B2G15- 025	2015/02/13 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	機器ケーシング一部変形	なし	定期保安点検で、当該機器ケーシングの一部が変形していることを確認。原因は、点火操作を繰り返したことで機内に滞留した未燃ガスが異常着火したものと推測。	---	
B2G15- 024	2015/02/13 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	機器ケーシング一部変形	なし	定期保安点検で、当該機器ケーシングの一部が変形していることを確認。原因は、点火操作を繰り返したことで機内に滞留した未燃ガスが異常着火したものと推測。	---	
B2G15- 023	2015/02/13 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	機器ケーシング一部変形	なし	定期保安点検で、当該機器ケーシングの一部が変形していることを確認。原因は、点火操作を繰り返したことで機内に滞留した未燃ガスが異常着火したものと推測。	---	
B2G15- 022	2015/02/13 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	外装の一部変形	なし	ガス事業者が定期保安点検業務を通じて、当該機器の外装変形を確認した。	---	
B2G15- 021	2015/02/05	2016/08/10	ガス迅速継手(ゴム管用ソケット)	東京都	機器の一部焼損	なし	こんろを使用した際にゴム管用ソケット付近から火が出たため、水をかけて消火しガス栓を閉にした。原因はヒューズガス栓のホースエンド接続側にゴム管用ソケットを接続していたため。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B2G15- 019	2015/01/28 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	神奈川県	フロントカバーの変形	なし	ガス事業者の協力企業がガス設備の定期保安点検に訪問した際、当該機器の変形を確認した。	---	
B2G15- 018	2015/01/27 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	外装ケースの変形	なし	お客より、給湯使用中に異音が生じて使用出来なくなったとの連絡を受けた。ガス事業者の緊急部署が訪問し、お客様宅の風呂釜の外装ケースが変形しているのを確認した。	---	
B2G15- 017	2015/01/26	2016/08/10	ガスこんろ(一口)	京都府	なし	なし	一口こんろ接続部が一部焼損した。	ガスこんろに接続していたガスホースが差し込み不良であったため、漏れたガスにこんろの火が引火し、ガスホースの一部が焼損したものと推定される。	
B2G15- 016	2015/01/24	2016/08/10	ガス迅速継手	埼玉県	機器の一部焼損	なし	テーブルコンロにてお湯を沸かしていた際に、ゴム管用ソケット付近に火が着いたためガス栓を閉めて消火したとのこと。原因は、ゴム管用ソケットとガス栓が不完全な接続状態であり、漏えいした微量のガスにテーブルコンロの炎により着火したものと推定します。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B2G15- 015	2015/01/21	2016/08/10	ガスこんろ	大阪府	機器の一部焼損	なし	12・3年ほど前に、機器をしようとしたところ、点火しなかった。事故には気がつかなかったが、それ以降一切使用していなかった。原因は接続部に異物を挟んだことによりガス漏洩したものと推定。	---	
B2G15- 014	2015/01/20	2016/08/10	ガス栓	京都府	当該ガス栓の一部とガスソフト	なし	未接続のガス栓を誤開放したことにより漏えいしたガスに、コンロ点火時の火花が引火したものと推定される	---	
B2G15- 013	2015/01/20	2016/08/10	ガスこんろ	大阪府	製品毀損	なし	グリル庫内に溜まった油脂が発火したため、製品内に溜まっていた食材かす等の可燃物が着火し、製品が毀損した。	---	
B2G15- 012	2015/01/20	2016/08/10	ガス瞬間湯沸器(元止式)	茨城県	換気扇のフィルター焼損	なし	お客様より、「小型湯沸器を点火した際に上部から火が出た」との連絡を受け、ガス事業者様が訪問したところ、台所の換気扇に取付けられていた市販の換気扇フィルターの焼損を確認した。	被害者が点火操作を繰り返したことで、機器内部に未燃ガスが滞留して異常着火に至り、レンジフードのフィルターの一部を焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「点火しない時は、操作ボタンを一旦戻し、数秒間待ってから操作する」旨、記載されている。(NITE)【E1】	
B2G15- 011	2015/01/19 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	神奈川県	フロントカバーの一部	なし	ガス事業者が定期保安点検で訪問の際、当該機器の変形を確認した。	---	
B2G15- 009	2015/01/17 知	2016/08/10	ガス瞬間湯沸器(先止式)	東京都	フロントカバーの一部	なし	ガス事業者が開栓業務の為、訪問したところ当該機器の変形を確認した。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B2G15-008	2015/01/17	2016/08/10	ガス瞬間湯沸器(元止式)	神奈川県	換気扇のフィルター一部焦げ	なし	「ガス事業者様がユーザー様より「小型給湯器上部から火が出た」との連絡を受け訪問したところ、小型湯沸器排気口の上部に設置されている換気扇のフィルターが、一部焦げていることを確認された。	被害者が、点火不良により繰り返し点火操作を行ったため、機器内部未燃ガスが滞留し、異常着火したものと推定されるが、電池の消耗具合など詳細が不明であるため、点火不良が起きた原因の特定はできなかった。(NITE)【G1】	
B2G15-007	2015/01/15	2016/08/10	ガスこんろ	大阪府	機器の一部焼損	なし	定期保安点検にてクッキングテーブル天板の焼損を確認、お客さまへのヒアリングより10年ほど前に機器を使用した際、天板付近から煙があがり焦げ臭かったので使用を中止したとのこと。原因は接続部の部品(ゴム)の長期使用による劣化にて微量なガスが漏洩しガスこんろの炎が引火したものと推定します。	---	
B2G15-006	2015/01/09 知	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都	外装ケースの変形	なし	入居前の点火試験に伺った際に、ガス給湯付ふろがまの外装が変形しているのを発見した。	---	
B2G15-005	2015/01/08	2016/08/10	ガス給湯付ふろがま	東京都調布市	外装ケーシングの変形	なし	点火操作中に異常着火した。	---	
B2G15-004	2015/01/08	2016/08/10	ガスふろがま	北海道	一部破損	なし	何度か点火動作を繰り返したところ、異常着火し機器側面が変形した。	---	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B2G15- 003	2015/01/02	2016/08/10	ガス迅速継手	埼玉県	一部焼 損	なし	コンロ使用中にガス栓周辺より出火を確認、火を消そうとしたがガス栓を締めることが出来なかったため、消火器にて消火した。消火後確認した際二口ガス栓の未使用側が開いていることに気付き閉止した。原因はゴム管が経年劣化により一部破断し、ガスが漏洩したことによるものと推定。	---	
B1G15- 002	2015/01/13	2015/10/09	ガス瞬間湯沸器(開放式、LPガス用)	岐阜県	右記参 照	なし	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、燃焼バーナーより下側の焼損が強かった。○当該製品のフロントカバーは、内側より外側の焼損が強かった。○当該製品の内部に出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:不明 (製造期間から7 ~10年と推定)
B1G15- 001	2015/02/20	2015/10/09	ガス瞬間湯沸器(LPガス用、半密閉式(CF式))	愛知県	右記参 照	あり	(CO中毒、軽症1名)保育園の調理室で当該製品を使用中、一酸化炭素中毒により1名が軽症を負う事故が発生した。	○当該製品は排気筒接続方式であるが、排気筒が接続されておらず、調理室の排気フードの下に設置されていた。○熱交換器はススが堆積して閉塞状態になっており、異常燃焼を起こして、高濃度の一酸化炭素が発生した。○当該製品のガス通路にガス漏れは認められなかった。 ●当該製品は、排気筒を接続せずに設置されていたことから、長期使用(約12年)で熱交換器に大量のススが付着して閉塞状態となり、不完全燃焼となって発生した高濃度の一酸化炭素が室内に漏れたものと推定される。	・使用期間:約12 年

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号2	事故発生日	公表日	製品名	事故発 生場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果またはNITE調査結果	備考
					物的被害	人的被害			

・003～169…データを追加。(16/08/10)
 ・旧003～034…番号割付ミスのため、172～203に修正。(16/08/10)
 ・020…020は業務用のため削除。(16/08/10)
 ・082…079と082は重複案件と判明、082を消した。(16/08/10)
 ・100…073と100は重複案件と判明、100を消した。(16/08/10)
 ・170,171…欠番
 ・201…ガスこんろが原因ではなく、火元でもないため削除(改造したガス栓から漏れたガスにファンヒーターの火が引火した。)

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故